

ガーラ・プライム横濱関内
2023年2月竣工

令和4年分

確定申告書作成の手引き

原稿監修：税理士法人エム・エム・アイ
税理士 高橋節男



株式会社FJネクスト

2023年1月発行

『確定申告書作成の手引き』のご利用にあたって

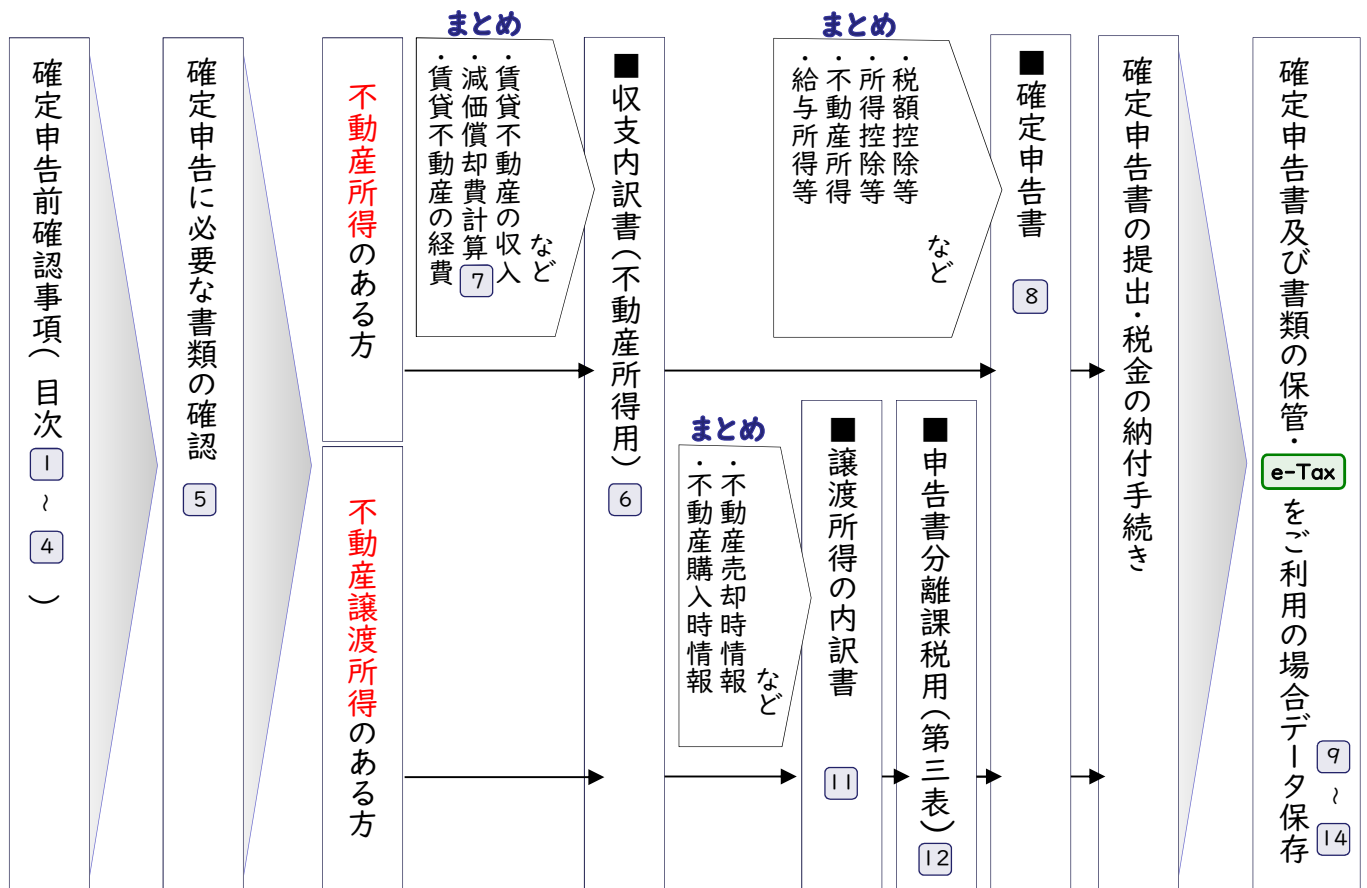
本手引きは、(株)FJネクストよりマンションを購入されたオーナー様が、不動産所得者として所得税の確定申告書を作成する際に、ご参考にしていただけるように作成したものです。また、ご注意として本手引きは、**給与所得(年末調整済み)の方で不動産所得や不動産譲渡所得のある方を対象としております**。他の所得がある場合は、ご自身で国税庁ホームページ又は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

<税制の改正について>

令和4年**12月現在**の情報に基づいて作成されておりますが、今後、税制が改正される可能性もあります。ご利用されるときは十分ご注意ください。なお、税制に関する改正点や「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」については、国税庁ホームページ内「タックスアンサー」「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」又は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

国税庁Webサイト <https://www.nta.go.jp/>

-----確定申告の流れ(概略)-----



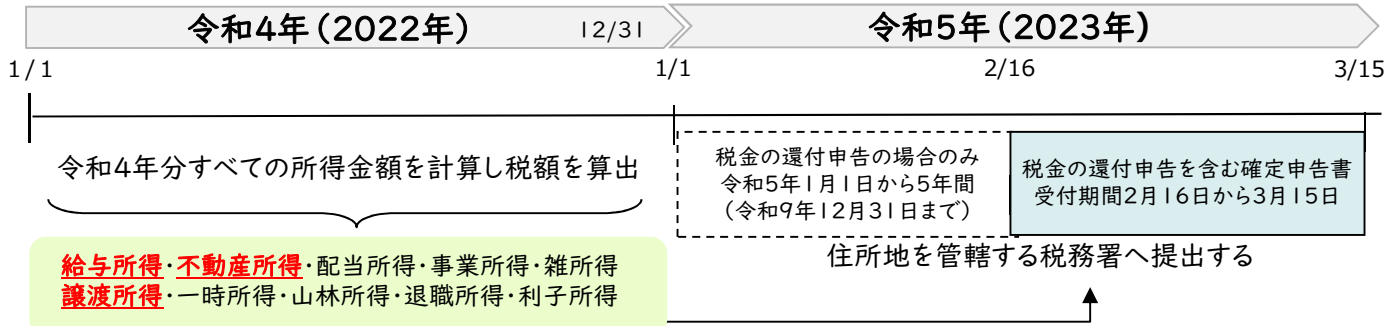
目次

1	.確定申告の概要	P3~P5	1概要
2	.所得控除について	P6~P7	2所得控除
3	.税制改正	P8~P10	3税制改正
4	.所得税確定申告書作成時の確認事項	P11	4確認事項
5	.必要書類の確認	P12	5必要書類
6	.収支内訳書	P13~P16	6収支内訳
7	.減価償却費について	P17~P32	7減価償却
	❖ 基本説明	P17~P18	
	❖ 新築建物計算方法	P19~P20	
	❖ 中古建物計算方法	P21	
	❖ 2年目以降計算方法	P22	
	❖ 収支内訳書(不動産所得用):定額法記入例 初年度	P23	
	❖ 収支内訳書(不動産所得用):定額法記入例 2年目	P24	
	❖ 収支内訳書(不動産所得用):定率法記入例	P25	
	❖ 収支内訳書(不動産所得用):裏面記入例	P26	
	❖ 耐用年数経過後・法定耐用年数の後半の償却方法	P27~P31	
	①旧定額法	P27	
	②旧定率法	P28	
	③定額法	P29	
	④定率法250%	P30	
	⑤定率法200%	P31	
	❖ 計算シート	P32	
8	.確定申告書の作成	P33~P34	8申告書作成
	❖ 確定申告書 第二表の記入例	P33	
	❖ 確定申告書 第一表の記入例	P34	
9	.e-Tax概要 e-Tax	P35~P36	9概要
10	.e-Tax収支内訳書(不動産所得用) e-Tax	P37~P38	10内訳書
11	.譲渡所得の内訳書	P39~P40	11譲渡所得
12	.申告書(分離課税用)第三表	P41	12分離課税
13	.e-Tax概要(不動産譲渡) e-Tax P42入力案内は共通	P42~P43	13不動産譲渡
14	.e-Tax概要(不動産・給与・データ保存) e-Tax	P44~P45	14その他
15	.Q&A	P46	15 Q&A

1. 確定申告の概要

■ 確定申告期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得金額を計算し、その所得金額に対する税額を算出して翌年の**法定期間**（令和4年分については令和5年2月16日から3月15日まで）の間に所轄の税務署へ申告することをいいます。



国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いについては住所を管轄する税務署へお問い合わせください。

◇期限内申告について◇

法定期間内に確定申告できない場合『期限後申告』となり、税金を納める日数が遅れた分、延滞税の支払いや無申告加算税を納める必要が生じることもありますのでご注意ください。

◇提出方法◇

- ・e-Taxで申告する
- ・管轄する税務署へ提出する
- ・郵送する
(通信日付が押されていること)

■ 確定申告までの手順(不動産所得用) Step1 ~ Step5

◆ Step1 確認事項 ◆

所得税確定申告書作成時の確認事項(本紙P11参照)
確定申告を要しない場合もありますので内容についてご確認ください。

◆ Step2 必要書類 ◆

必要書類の確認(本紙P12参照)

お客様の申告内容によって、ご用意いただく書類が変わってきます。本手引きでは、一般例としてご案内しておりますのでご確認ください。また、確定申告用紙は、税務署窓口でも配布している他、国税庁のホームページから印刷することもできます。はじめて確定申告書の作成をされる方は税務署発行の『令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』なども参考に作成してください。

①不動産の賃貸収入がある方＜参考＞

令和4年分の確定申告から申告書Aは廃止され、申告書Bに一本化されています。A・B の表記をせず、「令和4年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書」となりました。①～④の手引きや申告書等は最寄りの税務署や国税庁Webサイトでも入手することができます。

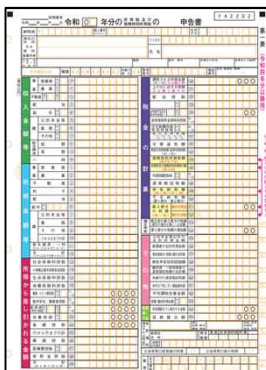
①確定申告書手引き



②帳簿の記帳のしかた

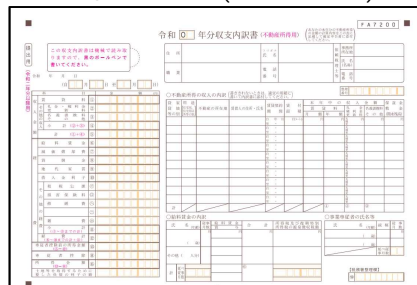


③確定申告書



収支内訳書は不動産所得用をご準備ください

④収支内訳書(不動産所得用)



②不動産の賃貸収入と譲渡（自宅以外）があった方＜参考＞

令和4年分の確定申告から申告書Aは廃止され、申告書Bに一本化されています。A・Bの表記をせず、「令和 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書」となりました。①～⑦の手引きや申告書等は最寄りの税務署や国税庁Webサイトでも入手することができます。作成の際は『⑥譲渡所得の申告のしかた』をご参照ください。

①確定申告書手引き



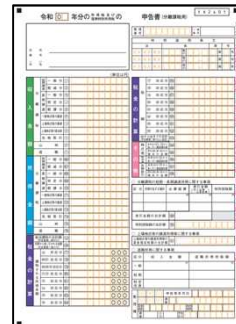
②帳簿の記帳のしかた



③確定申告書

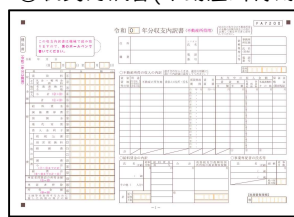


⑤申告書(分離課税用)第三表



収支内訳書は不動産所得用をご準備ください

④収支内訳書(不動産所得用)



⑥譲渡所得の申告のしかた

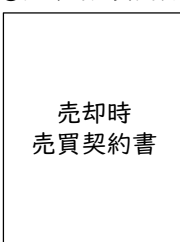
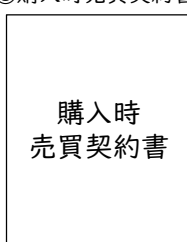


⑦譲渡所得の内訳書



⑧～⑨の書類は不動産売買契約時に当社よりお渡しした書類

⑧購入時売買契約書 ⑨売却時売買契約書

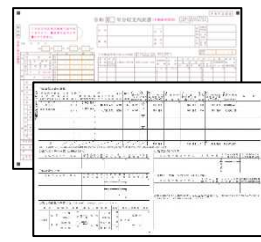


⑩の書類は不動産売却時に当社よりお渡しした書類

⑩精算書



⑪令和3年分 収支内訳書(不動産所得用)控



①②共通＜当社発行参考資料＞

当社より物件を購入されたお客様へ確定申告の時期に＜当社発行参考資料＞を郵送しております。収支内訳書(不動産所得用)の作成時にご活用ください。

送金内容一覧表(参考)

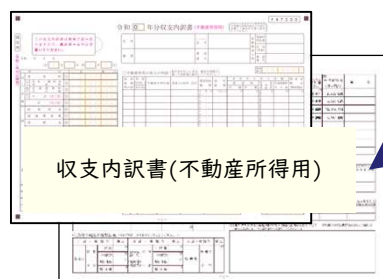
経費明細一覧表(参考)

収支内訳参考資料

所有物件情報(参考)

収入や必要経費を
収支内訳書に記入します。

収支内訳書(不動産所得用)

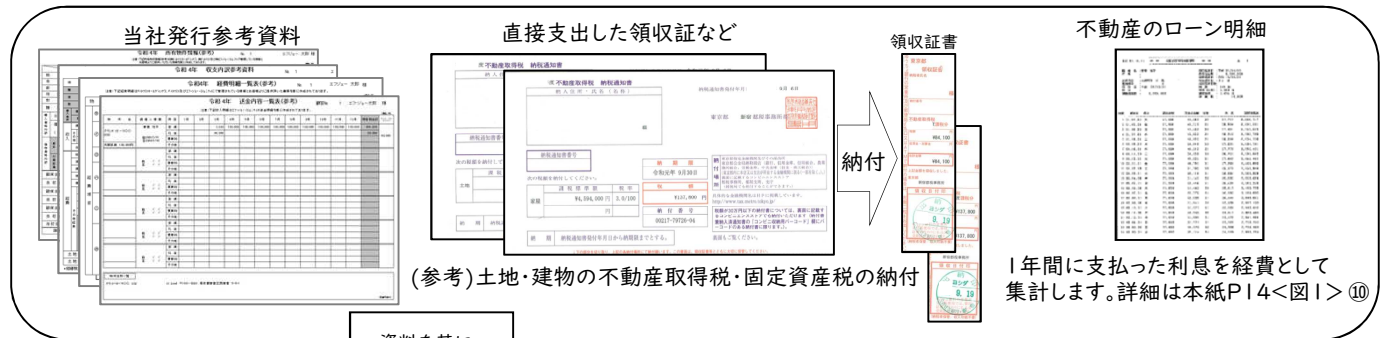


本紙P17～P31を参考に
減価償却費を計算して
収支内訳書に記入します。

1. 確定申告の概要

◆Step3 申告書作成◆

当社発行の参考資料を基に収支内訳書を作成して、給与所得者の方は会社から発行される源泉徴収票や控除項目などを確認しながら確定申告書を作成します。(本紙P13~P38参照)
※不動産の譲渡所得がある場合は(本紙P39~P43参照)『譲渡所得の内訳書』等を参考に作成してください。



収支内訳書(不動産所得用)

令和4年分給与所得の源泉徴収票

源泉徴収票を基に給与所得や所得控除などを記入します。本紙P33~P34。

所得控除に関する詳細内容は、税務署発行の手引きでご確認ください。

確定申告書

◆Step4 申告書提出・税金納付◆

確定申告書を作成したら受付期間までに所轄の税務署へ確定申告書及び収支内訳書を提出してください。また、納める税金が発生する場合には納付期限までに税金の納付を行ってください。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いについては住所を管轄する税務署へお問い合わせください。

◆Step5 書類の保管◆

平成26年1月より不動産所得等を有する全ての方が帳簿の記帳及び保存制度の対象となりました。保存が必要な帳簿書類とその保存期間は以下のとおりです。

白色申告の方

帳簿 書類	保存期間
●法定帳簿 (収入金額や必要経費を記載した帳簿)	7年
●その他に任意で作成した帳簿	5年
●書類 (領収書や請求書、棚卸表など)	

青色申告の方

帳簿 書類	保存期間
●帳簿 (仕訳帳や総勘定元帳など)	7年
●決算関係書類 (貸借対照表、損益計算書など)	
●現金預金取引等の関係書類 (領収書、預金通帳など) (前々年分の所得が300万円以下の場合は5年)	
●その他の書類 (請求書、見積書、注文書、納品書など)	5年

(株)エフ・ジェー・コミュニティが賃貸管理をしている物件においては、当社発行の「参考資料」及び(株)エフ・ジェー・コミュニティ発行の「送金のご案内」は、共に法定帳簿(保存期間7年)の要件を備えた書類になっています。

帳簿の記帳方法は税務署発行『帳簿の記帳のしかた』を参考にしてください。

記帳のしかたについてお分かりにならない点がありましたら、お気軽に最寄りの税務署にお尋ねください。



2. 所得控除について

確定申告では総所得金額等から下記の所得控除が認められています。給与所得者の場合は、通常年末調整で所得控除されていますが、**雑損控除・医療費控除・寄附金控除**については、確定申告が必要になります。

所得控除の種類		源泉徴収の際に控除	年末調整で控除	確定申告で控除
1	雑損控除			○
2	医療費控除(セルフメディケーション税制含む)			○
3	社会保険料控除	○	○	●年末調整をしない場合
4	小規模企業共済等掛金控除／個人型確定拠出年金		○	
5	生命保険料控除		○	
6	地震保険料控除(旧長期損害保険料)		○	
7	寄附金控除(ふるさと納税:P7参照)			○
8	寡婦・ひとり親控除	○	○	●年末調整をしない場合
9	勤労学生・障害者控除	○	○	
10	配偶者控除(下記参照)	○	○	
11	配偶者特別控除(下記参照)		○	
12	扶養控除	○	○	
13	基礎控除		○	

■ 配偶者控除及び配偶者特別控除について

【税制改正】

配偶者控除及び扶養親族の合計所得金額要件が令和2年分以降48万円以下に引き上げられました。

(1) 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者(昭和28年1月1日以前に生まれた方(70歳以上の方))を有する居住者について適用する配偶者控除の額は次のとおりとなります。**なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされています。**

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を48万円超133万円以下とし、その控除額は次のとおりとなります。**なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています。**

配偶者 所得金額	控除を受ける人 所得金額	合計所得金額		
		900万円以下 の居住者	900万円超950万 円以下の居住者	950万円超1,000万 円以下の居住者
48万円超 95万円以下		38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下		36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円

2. 所得控除について

■ 寄附金控除（ふるさと納税）の申告についてのご注意

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用に関する申請書を提出している方でも、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や、所得税の確定申告をする必要がある方は、ワンストップ特例制度の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

■ ふるさと納税控除額の上限についてのご案内（分離課税：不動産譲渡）

令和4年1月～12月の間に、不動産を売却して売却益（譲渡益）を得た場合、ふるさと納税の控除上限額を決める住民税所得割額が増え、寄附金額の上限もアップします。不動産の売却益は、確定申告を行うことにより「申告分離課税」という方式で処理されますので確定申告手続きが必要となります。（不動産譲渡所得に関するご案内は本紙P39～P43をご参照ください。）



スマホ

■ 総務省Webサイト<https://www.soumu.go.jp/>

総務省 **ふるさと納税** **ポータルサイト** より『よくある質問』を一部抜粋してご紹介いたします。サイトでは、ふるさと納税の控除の上限額やワンストップ特例制度など詳細情報が紹介されています。

よくある質問

Q1ふるさと納税とはどのような制度ですか？

A自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、「ふるさと」へ貢献するための制度です。住所地へ納税する住民税を実質的に移転する効果がある仕組みですが、寄附金税制を活用していますので、法律上は、寄附とそれに伴う税の軽減を組み合わせたものです。

Q2複数の自治体にふるさと納税を行えますか？

Aふるさと納税を行うことができる自治体の数には制限はありません。ただし、「寄附金控除」の額には、寄附をした人の年収に応じて上限がありますのでご注意ください。また、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限られます。なお、自己負担となる2,000円は、1回ごとの寄附について必要となるものではなく、1年間（1月～12月）の寄附金総額に対して必要となるものです。

Q3ふるさと納税が行える時期は決まっていますか？

Aいつでもふるさと納税を行うことができます。ただし、税の軽減については、「1月～12月」の年単位となりますので、例えば本年の1月にふるさと納税を行った場合は、その年の12月までの1年が経過した後に、その1年間の所得に対する課税の中で取り扱われることになります。

Q4控除の上限額はどうすればわかりますか？

A受けられる寄附金控除の額には上限があり、ふるさと納税を行った方の収入や他の控除等の状況によります。具体的な上限額の計算は、お住まいの市区町村の住民税を担当する部署にお問い合わせください。また、自己負担額の2,000円を除いた全額が控除される、ふるさと納税額の目安一覧と、収入と家族構成・寄附金額を入力して、寄附金控除額を計算（シミュレーション）するエクセルのシートを掲載していますので参考にしてください。

[全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安はこちら](#)
[控除額の計算（シミュレーション）はこちら](#)

Q4



スマホ

補足：不動産所得がある人は確定申告を行うことで上限額が再計算されます。

Q5確定申告を行う必要がありますか？

A原則として、寄附金控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。なお、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられる特例的な仕組みである「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することができます。ただし、適用を受けられるのは、確定申告の不要な給与所得者等で、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内である場合に限られます。

[ふるさと納税ワンストップ特例制度について詳しくはこちら](#)

Q5



スマホ

Q6同じ家庭内なら、誰がふるさと納税を行っても大丈夫ですか？

A所得税や住民税を納めている方が寄附金控除を受けられますので、寄附金控除を受けるためには、その納税者本人がふるさと納税を行う必要があります。また、ふるさと納税を行う名義も本人である必要があります。

Q7ふるさと納税のお礼の特産品は課税対象になりますか？

A自治体によっては寄附者へのお礼として特産品を送る場合がありますが、これは一時所得に該当します。これは、ふるさと納税（寄附）が収入（特産品）を得るための支出として扱われず、寄附金控除の対象とされていることに伴うものであり、一時所得は、年間50万円を超える場合に、超えた額について課税対象となります。なお、懸賞や福引きの賞金品、生命保険の一時金や損害保険の満期払戻金なども、一時所得に該当しますのでご注意ください。

3. 税制改正

1
概要

2
所得控除

3
税制改正

4
確認事項

5
必要書類

6
収支内訳

7
減価償却

8
申告書作成

9
概要

10
内訳書

11
譲渡所得

12
分離課税

13
不動産譲渡

14
その他

15
Q & A

■ 令和4年(2022年)分の所得税等から適用される主な改正事項

個人所得課税

■ 住宅・土地税制について

(1) 住宅ローン控除の適用期限を令和7年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置を講ずることとされました。

① 年末残高の借入限度額、控除率及び控除期間を下記のとおり見直すこととされます。

イ 認定住宅等以外の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・5年	3,000万円	0.70%	13年
令和6年・7年	2,000万円		10年

※中古住宅の場合、借入限度額は一律2,000万円、控除期間は一律10年とされます。

ロ 認定住宅等の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和4年・5年	5,000万円	0.70%	13年
	令和6年・7年	4,500万円		
ZEH水準 省エネ住宅	令和4年・5年	4,500万円		
	令和6年・7年	3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和4年・5年	4,000万円		
	令和6年・7年	3,000万円		

※中古住宅の場合、借入限度額は一律3,000万円、控除期間は一律10年とされます。

② 所得要件を2,000万円以下(現行:3,000万円以下)に引き下げることとされました。

③ 床面積40㎡以上50㎡未満である新築(令和5年12月31日以前に建築確認を受けたもの)についても適用できることとされました。ただし、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しないこととされました。

④ 中古住宅の要件について、築年数要件を廃止し、新耐震基準に適合したものであることが要件に加わることとされました。ただし、昭和57年(1982年)1月1日以降の中古住宅は新耐震基準に適合しているとみなされます。

■ その他

(1) 納税地の変更に関する届出書及び納税地の異動があった場合に提出する届出書について、その提出が不要とされました。

資産課税

■ 贈与税の非課税措置について

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずることとされました。

① 適用期限が2年延長(令和5年12月31日まで)とされます。

② 非課税限度額は、契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次の区分に応じた金額とされます。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円

③ 既存住宅家屋について築年数要件を廃止し、新耐震基準に適合したものであることが要件に加わることとされます。ただし、昭和57年(1982年)1月1日以降の家屋は新耐震基準に適合しているとみなされます。

④ 受贈者の年齢要件が18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げられます。

※①、③、④の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置についても同様とされます。

【適用期間】令和4年1月1日以後の贈与により取得する住宅取得等資金の贈与税について適用、

ただし④は令和4年4月1日以後の贈与により適用

3. 税制改正

■ 令和5年度(2023年)に改正が予定されている主な事項

個人所得課税の見直し

■ NISAについて

(1) 現行の一般NISA・つみたてNISAの勘定設定期間が**令和5年12月31日まで**とされ、新たなNISA制度を恒久的な次の措置に改組することとされます。

- ① 非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けない
 - ② つみたて投資枠の年間投資上限額は**120万円**
 - ③ 成長投資枠の年間投資上限額は**240万円**
 - ④ 一生涯にわたる非課税限度額は**1,800万円**(うち、成長投資枠の非課税限度額は**1,200万円**)
- 【適用期間】令和6年1月1日以降について適用

(2) 現行のジュニアNISAについて、非課税期間の5年経過後には、原則として非課税期間の延長手続きがされます。

■ 土地・住宅税制について

(1) 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、次の措置を講じた上、適用期限が**4年延長(令和9年12月31日まで)**とされます。

- ① 被相続人居住用家屋が譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、
(イ) 耐震基準に適合することとなった場合
(ロ) その全部の取壊し、除却又はその全部が滅失した場合
のいずれかに該当することとなったときは、本特例を適用することができる。
 - ② 相続又は遺贈により当該居住用家屋等を取得した相続人が3人以上である場合における特別控除額を2,000万円とする。
- 【適用期間】令和6年1月1日以後の譲渡について適用

(2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除について、次の措置を講じた上、適用期限が**3年延長(令和7年12月31日まで)**とされます。

- ① 低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、コインパーキングを除外する。
 - ② 一定の区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合における譲渡対価の要件を800万円以下(現行:500万円以下)に引き上げる。
- 【適用期間】令和5年1月1日以後の譲渡について適用

■ エンジェル税制について

(1) エンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップへの再投資を行った場合に、再投資分につき20億円を上限として株式譲渡益に課税しない制度を創設することとされます。

■ その他

(1) その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する措置を講ずることとされます。

【適用期間】令和7年分以後の所得税について適用

(2) 個人事業の開業・廃業等届出書について、その提出期限をその事業の開始等の事実があった日の属する年分の確定申告期限とするとともに、事務所等を移転する場合のその提出先を納税地の所轄税務署長とするほか、記載事項の簡素化を行うこととされます。

【適用期間】令和8年1月1日以後の事業の開始等について適用

(3) 防衛力強化に係る財源確保のため、**所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課すこととされます。復興特別所得税に対しては、税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長(現行:令和19年12月31日まで)**することとされます。

【適用期間】令和6年以降の適切な時期について適用

3. 税制改正

■ 令和5年度(2023年)に改正が予定されている主な事項

資産課税の見直し

■ 相続時精算課税制度について

(1) 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、**課税価格から基礎控除110万円を控除できることとされます。**

(2) 特定贈与者の死亡に係る**相続財産に加算される価額は、上記(1)の控除後の残額とされます。**

【適用期間】令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用

(3) 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が贈与の日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、**相続財産に加算される当該土地又は建物の価額は、災害によって被害を受けた部分に相当する額の控除後の残額とされます。**

【適用期間】令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用

(4) 相続又は遺贈により財産を取得した者が、**相続開始前7年以内(現行:3年以内)に被相続人から贈与により財産を取得した場合には、相続財産に加算することとされます。ただし、延長した4年間に受けた贈与のうち合計100万円までは相続財産に加算しないこととされます。**

【適用期間】令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用

■ 贈与税の非課税措置について

(1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずることとされます。

① 適用期限が**3年延長(令和8年3月31日まで)**される。

② 教育資金管理契約終了の日までに贈与者が死亡した場合において、**贈与者の死亡に係る相続税の課税価格が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満であっても、死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を、相続等により取得したものとみなす。**

③ 受贈者が30歳に達した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、**受贈者の年齢に関わらず一般税率を適用する。**

【適用期間】令和5年4月1日以後により取得する信託受益権等に係る相続税、贈与税について適用

(2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずることとされます。

① 適用期限が**2年延長(令和7年3月31日まで)**される。

② 受贈者が50歳に達した場合において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、**一般税率を適用する。**

【適用期間】令和5年4月1日以後により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用

■ 登録免許税について

(1) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減措置の適用期限が**3年延長(令和8年3月31日まで)**とされます。

納税環境整備の見直し

■ 加算税制度、ダイレクト納付について

(1) 無申告加算税の割合(現行:15%、50万円超の部分は20%)について、一定の場合を除き、**納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げる**こととされます。

【適用期間】令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

(2) e-Taxにより期限内申告等と併せてダイレクト納付の手続きが法定期限内に行われた場合(その税額が1億円以下の場合に限る)において、法定納期限の翌日にその納付がされたときは、法定納期限に納付があったものとみなすこととされます。

【適用期間】令和6年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続きについて適用

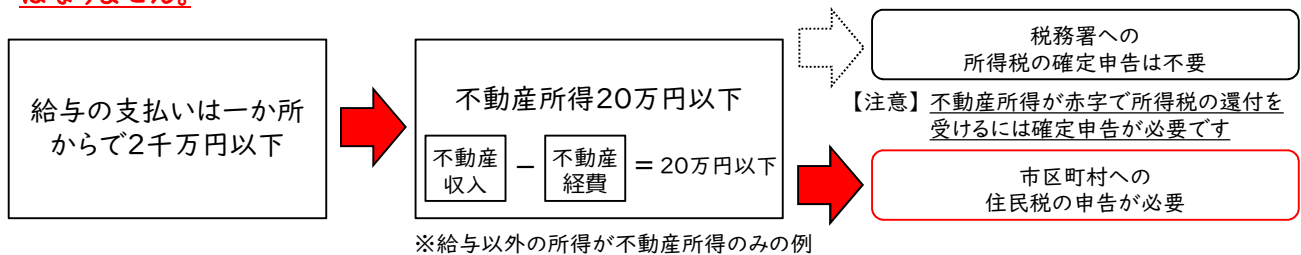
4. 所得税確定申告書作成時の確認事項

1. 確定所得申告を要しない場合

(所得税法第121条より抜粋)

その年において給与所得を有する者で、その年中に支払を受けるべき給与等の金額が二千万円以下で下記に該当する場合には、その年分の課税総所得金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、申告書を提出することを要しない。一の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、その年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額が二十万円以下であるとき。

一ヶ所から給与の支払いを受けている方で、加えて不動産収入がある場合でも、不動産収入から不動産収入に係る経費を差し引いた額(所得金額)が20万円以下であるときは、確定申告書を提出する必要がありません。しかし、所得税の確定申告書は住民税の申告書も兼ねています。所得税では申告を要しない場合でも、地方税(住民税)にはその規定がないため、住民税の申告書を市区町村へ提出しなければなりません。



2. 扶養親族等の判定について

(所得税法第2条34より抜粋)

扶養親族とは生計を一にする親族のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。

年間の合計所得金額が48万円以下であることとは年間給与収入(パート・アルバイト収入を含む)が103万円以下の場合です。したがって、控除対象扶養親族のアルバイト等給与収入が103万円を超えた場合は控除の対象となりません。

3. 必要経費算入について

(所得税法第37条必要経費より抜粋)

その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする。

不動産所得に算入できる経費は不動産所得を得るために直接要した費用のみであり、自己又は家族の生活費・娯楽費などの家事費などは経費になりません。

5. 必要書類の確認

お客様の申告内容によって、ご用意いただく必要書類が変わってきます。下記に必要書類の一般例を記載しておりますので、ご参考にされまして、不動産所得や各種控除の漏れがないよう作成してください。

■確定申告書作成時必要書類

- ☐ 1. 確定申告用紙・収支内訳書（不動産所得用）
税務署窓口で配布している他、国税庁ホームページから印刷ができます。
- ☐ 2. 源泉徴収票
- ☐ 3. 本人確認書類（マイナンバーカード等）
- ☐ 4. 各種控除証明書
- ☐ 5. 医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書（選択された明細書）等
- ☐ 6. 寄附金（ふるさと納税を含む）の領収書
- ☐ 7. 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける場合の初年度
・土地家屋の登記事項証明書
・売買契約書、請負契約書等
・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ☐ 8. 納付書（納税が発生し現金で納付する場合）

■収支内訳書（不動産所得用）作成時必要書類

- ☐ 1. 収支内訳書（不動産所得用）税務署窓口で配布している他、国税庁ホームページから印刷ができます。
- ☐ 2. 不動産収入が確認できる書類（貸室賃貸借契約書、賃料送金明細書等）
- ☐ 3. 固定資産税・都市計画税納税通知書
- ☐ 4. 不動産取得税納税通知書
- ☐ 5. 令和4年分ローン返済予定表（2022年1月～12月）
- ☐ 6. 管理費等が確認できる書類
- ☐ 7. 管理委託をしている会社へ支払った金額が確認できる書類（業務委託契約書等）
- ☐ 8. 修繕に要した費用が確認できる書類（請求書・明細書等）
- ☐ 9. 地震保険の控除証明書
- ☐ 10. その他、物件の維持・管理のために要した費用が確認できる書類
- ☐ 11. 令和3年分の確定申告書（修正申告・更生の請求を含む）、収支内訳書の控

- ❖ ○印がついている番号の書類で、FJネクストグループで内容が確認できたものは、当社作成「参考資料」に記載しております。
- ❖ 当社以外で購入、又は賃貸管理が(株)FJコミュニティ以外の物件を所有されている方は、別途「売買契約書」「購入時諸費用精算書」等が必要となります。
- ❖ 「賃貸されていない不動産（ご自宅等）」に関する書類については、不動産所得の対象外となりますので、必要ありません。

6. 収支内訳書(不動産所得用)<表面>

【収支内訳書(不動産所得用)表面記入例】※裏面にも記入事項があります

収支内訳書(不動産所得用)表面

令和 5 年 3 月 15 日 (自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所 東京都新宿区西新宿 新宿アイランドタワー 11 階 フリガナ 氏名 イ7・ジエー・太郎 依頼税理士等 事務所所在地 氏名(名称) 電話番号 03-1234-5678 職業 会社員

令和 5 年 3 月 15 日 (自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

②収入

③経費

①収入の内訳

補足資料

収支内訳書⑤が赤字になった場合

①収入の内訳

収入金額の内訳を記入します。

◇参考資料「送金内容一覧表(参考)」を参考にしてください。

記入例)月額家賃100,000円契約期間令和4年3月31日～令和6年3月30日の場合

3月分は日割り家賃 3,220円

4月～12月分の家賃 100,000円×9ヶ月=900,000円

年間家賃 903,220円

保証金・敷金(期末残高)欄→貸借人からの預り保証金・敷金がある場合に、その金額を記入します。

④土地等を取得するために要した負債の利子の額

◇借入金利子のうち、土地分の利子を計算し記入します。

物件購入時に融資を受けている場合、1年間(1月から12月)の借入金利子が経費として認められていますが、**収支内訳書の⑤所得金額が赤字△**になった場合には、土地等を取得するために要した負債の利子部分は必要経費になりませんので、土地分の利子金額を赤字の金額から差し引く必要があります。そのため下記の方法で土地分利子額を計算して収支内訳書へ記入します。

計算式(例)

物件ごとの借入金利子 土地利子割合

グランド・ガ-う〇〇387,230円 × 46.62% =

土地分利子額

180,526円

※土地利子割合は、物件ごとに異なりますので

当社作成参考資料「収支内訳参考資料」をご参照ください。

<確定申告書記入例>

◆収支内訳書⑤所得金額が赤字△だった場合は土地分利子額を除く。

収支内訳書⑤△379,911円+土地分利子額180,526円=不動産③△199,385円

※赤字よりも土地利子額が大きい場合には確定申告書③は金額「0」と記入します。

◆収支内訳書⑤所得金額が黒字だった場合には確定申告書③に収支内訳書⑤の金額を記入します。

事業等	①	
業農	②	
不動産	③	-199385
利子	④	
配当	⑤	
給与	⑥	4840000
公的年金等	⑦	
業務	⑧	
その他	⑨	
⑦から⑨までの計	⑩	
総合課税・一時	⑪	
⑩+⑪+⑫+⑬+⑭	⑬	4640615

本紙P34参照

送金内容一覧表(参考)

[illegible]

(株)FJコミュニティで管理委託をされている場合、送金情報が記載されます。「送金内容一覧表(参考)」を確認の上、収入の内訳をご記入ください。

經費明細一覽表(參考)

[illegible]

收支内訳参考資料

令和 4年 収支内訳書参考資料		No. 1	
第 1 章 第 1 節 第 1 項	23,000,000		
第 1 章 第 1 節 第 2 項	2,300,000		
第 1 章 第 1 節 第 3 項	4,000,000		
第 1 章 第 1 節 第 4 項	20,700,000		
第 1 章 第 2 節 第 1 項	20,000,000		
第 1 章 第 2 節 第 2 項	27,920,770		
第 1 章 第 2 節 第 3 項			
第 1 章 第 2 節 第 4 項			
第 1 章 第 2 節 第 5 項			
第 1 章 第 2 節 第 6 項			
第 1 章 第 2 節 第 7 項			
第 1 章 第 2 節 第 8 項			
第 1 章 第 2 節 第 9 項			
第 1 章 第 2 節 第 10 項			
第 1 章 第 2 節 第 11 項			
第 1 章 第 2 節 第 12 項			
第 1 章 第 2 節 第 13 項			
第 1 章 第 2 節 第 14 項			
第 1 章 第 2 節 第 15 項			
第 1 章 第 2 節 第 16 項			
第 1 章 第 2 節 第 17 項			
第 1 章 第 2 節 第 18 項			
第 1 章 第 2 節 第 19 項			
第 1 章 第 2 節 第 20 項			
第 1 章 第 2 節 第 21 項			
第 1 章 第 2 節 第 22 項			
第 1 章 第 2 節 第 23 項			
第 1 章 第 2 節 第 24 項			
第 1 章 第 2 節 第 25 項			
第 1 章 第 2 節 第 26 項			
第 1 章 第 2 節 第 27 項			
第 1 章 第 2 節 第 28 項			
第 1 章 第 2 節 第 29 項			
第 1 章 第 2 節 第 30 項			
第 1 章 第 2 節 第 31 項			
第 1 章 第 2 節 第 32 項			
第 1 章 第 2 節 第 33 項			
第 1 章 第 2 節 第 34 項			
第 1 章 第 2 節 第 35 項			
第 1 章 第 2 節 第 36 項			
第 1 章 第 2 節 第 37 項			
第 1 章 第 2 節 第 38 項			
第 1 章 第 2 節 第 39 項			
第 1 章 第 2 節 第 40 項			
第 1 章 第 2 節 第 41 項			
第 1 章 第 2 節 第 42 項			
第 1 章 第 2 節 第 43 項			
第 1 章 第 2 節 第 44 項			
第 1 章 第 2 節 第 45 項			
第 1 章 第 2 節 第 46 項			
第 1 章 第 2 節 第 47 項			
第 1 章 第 2 節 第 48 項			
第 1 章 第 2 節 第 49 項			
第 1 章 第 2 節 第 50 項			
第 1 章 第 2 節 第 51 項			
第 1 章 第 2 節 第 52 項			
第 1 章 第 2 節 第 53 項			
第 1 章 第 2 節 第 54 項			
第 1 章 第 2 節 第 55 項			
第 1 章 第 2 節 第 56 項			
第 1 章 第 2 節 第 57 項			
第 1 章 第 2 節 第 58 項			
第 1 章 第 2 節 第 59 項			
第 1 章 第 2 節 第 60 項			
第 1 章 第 2 節 第 61 項			
第 1 章 第 2 節 第 62 項			
第 1 章 第 2 節 第 63 項			
第 1 章 第 2 節 第 64 項			
第 1 章 第 2 節 第 65 項			
第 1 章 第 2 節 第 66 項			
第 1 章 第 2 節 第 67 項			
第 1 章 第 2 節 第 68 項			
第 1 章 第 2 節 第 69 項			
第 1 章 第 2 節 第 70 項			
第 1 章 第 2 節 第 71 項			
第 1 章 第 2 節 第 72 項			
第 1 章 第 2 節 第 73 項			
第 1 章 第 2 節 第 74 項			
第 1 章 第 2 節 第 75 項			
第 1 章 第 2 節 第 76 項			
第 1 章 第 2 節 第 77 項			
第 1 章 第 2 節 第 78 項			
第 1 章 第 2 節 第 79 項			
第 1 章 第 2 節 第 80 項			
第 1 章 第 2 節 第 81 項			
第 1 章 第 2 節 第 82 項			
第 1 章 第 2 節 第 83 項			
第 1 章 第 2 節 第 84 項			
第 1 章 第 2 節 第 85 項			
第 1 章 第 2 節 第 86 項			
第 1 章 第 2 節 第 87 項			
第 1 章 第 2 節 第 88 項			
第 1 章 第 2 節 第 89 項			
第 1 章 第 2 節 第 90 項			
第 1 章 第 2 節 第 91 項			
第 1 章 第 2 節 第 92 項			
第 1 章 第 2 節 第 93 項			
第 1 章 第 2 節 第 94 項			
第 1 章 第 2 節 第 95 項			
第 1 章 第 2 節 第 96 項			
第 1 章 第 2 節 第 97 項			
第 1 章 第 2 節 第 98 項			
第 1 章 第 2 節 第 99 項			
第 1 章 第 2 節 第 100 項			
第 1 章 第 2 節 第 101 項			
第 1 章 第 2 節 第 102 項			
第 1 章 第 2 節 第 103 項			
第 1 章 第 2 節 第 104 項			
第 1 章 第 2 節 第 105 項			
第 1 章 第 2 節 第 106 項			
第 1 章 第 2 節 第 107 項			
第 1 章 第 2 節 第 108 項			
第 1 章 第 2 節 第 109 項			
第 1 章 第 2 節 第 110 項			
第 1 章 第 2 節 第 111 項			
第 1 章 第 2 節 第 112 項			
第 1 章 第 2 節 第 113 項			
第 1 章 第 2 節 第 114 項			
第 1 章 第 2 節 第 115 項			
第 1 章 第 2 節 第 116 項			
第 1 章 第 2 節 第 117 項			
第 1 章 第 2 節 第 118 項			
第 1 章 第 2 節 第 119 項			
第 1 章 第 2 節 第 120 項			
第 1 章 第 2 節 第 121 項			
第 1 章 第 2 節 第 122 項			
第 1 章 第 2 節 第 123 項			
第 1 章 第 2 節 第 124 項			
第 1 章 第 2 節 第 125 項			
第 1 章 第 2 節 第 126 項			
第 1 章 第 2 節 第 127 項			
第 1 章 第 2 節 第 128 項			
第 1 章 第 2 節 第 129 項			
第 1 章 第 2 節 第 130 項			
第 1 章 第 2 節 第 131 項			
第 1 章 第 2 節 第 132 項			
第 1 章 第 2 節 第 133 項			
第 1 章 第 2 節 第 134 項			
第 1 章 第 2 節 第 135 項			
第 1 章 第 2 節 第 136 項			
第 1 章 第 2 節 第 137 項			
第 1 章 第 2 節 第 138 項			
第 1 章 第 2 節 第 139 項			
第 1 章 第 2 節 第 140 項			
第 1 章 第 2 節 第 141 項			
第 1 章 第 2 節 第 142 項			
第 1 章 第 2 節 第 143 項			
第 1 章 第 2 節 第 144 項			
第 1 章 第 2 節 第 145 項			
第 1 章 第 2 節 第 146 項			
第 1 章 第 2 節 第 147 項			
第 1 章 第 2 節 第 148 項			
第 1 章 第 2 節 第 149 項			
第 1 章 第 2 節 第 150 項			
第 1 章 第 2 節 第 151 項			
第 1 章 第 2 節 第 152 項			
第 1 章 第 2 節 第 153 項			
第 1 章 第 2 節 第 154 項			
第 1 章 第 2 節 第 155 項			
第 1 章 第 2 節 第 156 項			
第 1 章 第 2 節 第 157 項			
第 1 章 第 2 節 第 158 項			
第 1 章 第 2 節 第 159 項			
第 1 章 第 2 節 第 160 項			
第 1 章 第 2 節 第 161 項			
第 1 章 第 2 節 第 162 項			
第 1 章 第 2 節 第 163 項			
第 1 章 第 2 節 第 164 項			
第 1 章 第 2 節 第 165 項			
第 1 章 第 2 節 第 166 項			
第 1 章 第 2 節 第 167 項			
第 1 章 第 2 節 第 168 項			
第 1 章 第 2 節 第 169 項			
第 1 章 第 2 節 第 170 項			
第 1 章 第 2 節 第 171 項			
第 1 章 第 2 節 第 172 項			
第 1 章 第 2 節 第 173 項			
第 1 章 第 2 節 第 174 項			
第 1 章 第 2 節 第 175 項			
第 1 章 第 2 節 第 176 項			
第 1 章 第 2 節 第 177 項			
第 1 章 第 2 節 第 178 項			
第 1 章 第 2 節 第 179 項			
第 1 章 第 2 節 第 180 項			
第 1 章 第 2 節 第 181 項			
第 1 章 第 2 節 第 182 項			
第 1 章 第 2 節 第 183 項			
第 1 章 第 2 節 第 184 項			
第 1 章 第 2 節 第 185 項			
第 1 章 第 2 節 第 186 項			
第 1 章 第 2 節 第 187 項			
第 1 章 第 2 節 第 188 項			
第 1 章 第 2 節 第 189 項			
第 1 章 第 2 節 第 190 項			
第 1 章 第 2 節 第 191 項			
第 1 章 第 2 節 第 192 項			
第 1 章 第 2 節 第 193 項			
第 1 章 第 2 節 第 194 項			
第 1 章 第 2 節 第 195 項			
第 1 章 第 2 節 第 196 項			
第 1 章 第 2 節 第 197 項			
第 1 章 第 2 節 第 198 項			
第 1 章 第 2 節 第 199 項			
第 1 章 第 2 節 第 200 項			
第 1 章 第 2 節 第 201 項			
第 1 章 第 2 節 第 202 項			
第 1 章 第 2 節 第 203 項			
第 1 章 第 2 節 第 204 項			
第 1 章 第 2 節 第 205 項			
第 1 章 第 2 節 第 206 項			
第 1 章 第 2 節 第 207 項			
第 1 章 第 2 節 第 208 項			
第 1 章 第 2 節 第 209 項			
第 1 章 第 2 節 第 210 項			
第 1 章 第 2 節 第 211 項			
第 1 章 第 2 節 第 212 項			
第 1 章 第 2 節 第 213 項			
第 1 章 第 2 節 第 214 項			
第 1 章 第 2 節 第 215 項			
第 1 章 第 2 節 第 216 項			
第 1 章 第 2 節 第 217 項			
第 1 章 第 2 節 第 218 項			
第 1 章 第 2 節 第 219 項			
第 1 章 第 2 節 第 220 項			
第 1 章 第 2 節 第 221 項			
第 1 章 第 2 節 第 222 項			
第 1 章 第 2 節 第 223 項			
第 1 章 第 2 節 第 224 項			
第 1 章 第 2 節 第 225 項			
第 1 章 第 2 節 第 226 項			
第 1 章 第 2 節 第 227 項			
第 1 章 第 2 節 第 228 項			
第 1 章 第 2 節 第 229 項			
第 1 章 第 2 節 第 230 項			
第 1 章 第 2 節 第 231 項			
第 1 章 第 2 節 第 232 項			
第 1 章 第 2 節 第 233 項			
第 1 章 第 2 節 第 234 項			
第 1 章 第 2 節 第 235 項			
第 1 章 第 2 節 第 236 項			
第 1 章 第 2 節 第 237 項			
第 1 章 第 2 節 第 238 項			
第 1 章 第 2 節 第 239 項			
第 1 章 第 2 節 第 240 項			
第 1 章 第 2 節 第 241 項			
第 1 章 第 2 節 第 242 項			
第 1 章 第 2 節 第 243 項			
第 1 章 第 2 節 第 244 項			
第 1 章 第 2 節 第 245 項			
第 1 章 第 2 節 第 246 項			
第 1 章 第 2 節 第 247 項			
第 1 章 第 2 節 第 248 項			
第 1 章 第 2 節 第 249 項			
第 1 章 第 2 節 第 250 項			
第 1 章 第 2 節 第 251 項			
第 1 章 第 2 節 第 252 項			
第 1 章 第 2 節 第 253 項			
第 1 章 第 2 節 第 254 項			
第 1 章 第 2 節 第 255 項			
第 1 章 第 2 節 第 256 項			
第 1 章 第 2 節 第 257 項			
第 1 章 第 2 節 第 258 項			
第 1 章 第 2 節 第 259 項			
第 1 章 第 2 節 第 260 項			
第 1 章 第 2 節 第 261 項			
第 1 章 第 2 節 第 262 項			
第 1 章 第 2 節 第 263 項			
第 1 章 第 2 節 第 264 項			
第 1 章 第 2 節 第 265 項			
第 1 章 第 2 節 第 266 項			
第 1 章 第 2 節 第 267 項			
第 1 章 第 2 節 第 268 項			
第 1 章 第 2 節 第 269 項			
第 1 章 第 2 節 第 270 項			
第 1 章 第 2 節 第 271 項			
第 1 章 第 2 節 第 272 項			
第 1 章 第 2 節 第 273 項			
第 1 章 第 2 節 第 274 項			
第 1 章 第 2 節 第 275 項			
第 1 章 第 2 節 第 276 項			
第 1 章 第 2 節 第 277 項			
第 1 章 第 2 節 第 278 項			
第 1 章 第 2 節 第 279 項			
第 1 章 第 2 節 第 280 項			
第 1 章 第 2 節 第 281 項			
第 1 章 第 2 節 第 282 項			
第 1 章 第 2 節 第 283 項			
第 1 章 第 2 節 第 284 項			
第 1 章 第 2 節 第 285 項			
第 1 章 第 2 節 第 286 項			
第 1 章 第 2 節 第 287 項			
第 1 章 第 2 節 第 288 項			
第 1 章 第 2 節 第 289 項			
第 1 章 第 2 節 第 290 項			
第 1 章 第 2 節 第 291 項			
第 1 章 第 2 節 第 292 項			
第 1 章 第 2 節 第 293 項			
第 1 章 第 2 節 第 294 項			
第 1 章 第 2 節 第 295 項			
第 1 章 第 2 節 第 296 項			
第 1 章 第 2 節 第 297 項			
第 1 章 第 2 節 第 298 項			
第 1 章 第 2 節 第 299 項			
第 1 章 第 2 節 第 300 項			
第 1 章 第 2 節 第 301 項			
第 1 章 第 2 節 第 302 項			
第 1 章 第 2 節 第 303 項			
第 1 章 第 2 節 第 304 項			
第 1 章 第 2 節 第 305 項			
第 1 章 第 2 節 第 306 項			

③經費

ご案内の「経費明細一覧表(参考)」「収支内訳参考資料」以外にも、不動産の費用として認められるものが有る場合は、経費欄に追加ご記入ください。
※下記<図1>参照

②收入

- ①賃貸料⇒2022年1月～12月に発生している総額を記入します。(賃貸借契約期間の金額を確認)
②礼金・権利金・更新料⇒2022年1月～12月に発生した場合に合計金額を記入します。
(例) 2022年12月に賃貸借契約(新規・更新)があれば2022年分(令和4年分)に計上します。
③名義書換料・その他⇒2022年1月～12月に発生した場合に合計金額を記入します。

③經費

賃貸している物件の2022年1月分～12月分の経費を項目ごとに集計し記入します。

◇参考資料「経費明細一覧表(参考)」及び「収支内訳参考資料」を参考にしてください。

経費の枠には、賃貸している物件について、2022年1月～12月に確定した借入金利子・租税公課・修繕費などを科目ごとに振分けて合計額を記入します。

<图1>

経 費 科 目		科目説明
減 価 償 却 費	⑦	賃貸している建物・設備等に対して経費として計上します。(P15～P31参照)
借 入 金 利 子	⑩	賃貸している物件のローン明細に記載されている利子 (1月～12月の1年間で確定した金額) ローン明細を見て物件ごとの利子を合計し総額を計算してください。 ※借入金の返済額のうち、元本部分は経費になりません。
租 税 公 課	①	賃貸している物件の 固定資産税・不動産取得税 など
損 害 保 険 料	⑫	賃貸している物件の ・火災保険料 (物件取得時保険料 × ①) ・地震保険料 (保険会社の控除証明書に記載された金額) ・賠償責任保険料 など ① $\frac{2022年1月 \sim 12月 所有月数}{総保険月数}$
修 繕 費	⑨	賃貸している物件を修繕するためにかかった費用(壁紙張替え等) ※概ね、1回の修繕で20万円が限度とされています。 20万円を超える場合は、別の処理が必要になる場合があります。
管 理 費 等	⑬	賃貸物件を管理している管理組合に支払った費用 管理費・修繕積立金・修繕積立基金 など 賃貸物件を賃貸管理委託し家賃等を管理している会社へ支払った委託料(無い場合もあります) 管理委託料・業務委託料・事務委託料 など
雑 費	⑭	不動産所得を得る上で必要な経費で、上記に当てはまらない経費 ローン会社の保証料(一括払い保証料 × ②) ・ローン会社の保険料・事務手数料・税理士手数料 など ② $\frac{2022年1月 \sim 12月 所有月数}{総保証料月数}$

補足資料 (①収入の内訳 と ②収入 と ③経費)

【ご注意】2022年に発生した各項目の送金賃料や経費の相殺が2023年（令和5年）1月に行われた場合には、該当されるオーナー様の参考資料最終ページで「補足資料（参考）」としてご案内しております。

当社作成:補足資料

[illegible]

7. 収支内訳書(不動産所得用)<裏面>

【収支内訳書(不動産所得用)裏面記入例】※表面にも記入事項があります

収支内訳書(不動産所得用) 裏面

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (最も資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎 となる金額	償却 方法	耐用 年数	償却率 又は 定率	本年分の 償却額 (⑧×⑦×⑨)	本年分の 普通償却費 (⑧×⑦×⑩)	増(特別 償却費)	本年分の 償却費合計 (⑨+⑩+⑪)	貸付 割合	本年分の必要 経費算入額 (⑫×⑬)	未償却残高 (期末残高)	備 考
グランド・ガーラ〇〇 202		4・3	10,200,480	10,200,480	定額	47	0.022	10月 187,009			187,009	100	187,009	10,013,471	
建物付属設備		4・3	4,798,020	4,798,020	定額	15	0.067	10月 267,890			267,890	100	267,890	4,530,130	
計								454,899			454,899		454,899	14,543,601	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑨欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額	本年 中の 借入金 利息	左のうちの必要 経費算入額

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は 資材の品名	支払 金額	左のうちの必要 経費算入額

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年 中の 賃借料・ 敷金等	左のうちの必要 経費算入額

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年 中の 報酬等 の金額	左のうちの必要 経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額

○貸付不動産の保有状況(空室(空家)、空地を含めて記入してください)

用途・種類等	数量	用途・種類等	数量	用途・種類等	数量
住宅用		住宅用		住宅用	
建物		建物		建物	
一戸建		一戸建		一戸建	
一戸建以外		一戸建以外		一戸建以外	
契約件数		契約件数		契約件数	
土地		土地		土地	
総面積		総面積		総面積	

○減価償却費の計算

⑤減価償却費の計算

◇賃貸している物件の令和4年1月分～12月分の減価償却費を計算し記入します。
(参考資料「所有物件情報(参考)」を参考にしてください)※本紙P17～P31参照

当社作成:参考資料

所有物件情報(参考)

令和4年 所有物件情報(参考) № 1 エフエー 太郎 様

1 物件名 グランド・ガーラ〇〇

2 室 202

3 面積 21.24㎡

4 竣工年月 令和4年2月(新)

5 取得日 令和4年3月31日

6 購入価格 31,300,000

7 土地 16,301,500

8 建物 14,998,500

9 (うち消費税) (1,363,500)

10 比率 68.01%

11 価格 10,200,480

12 比率 31.99%

13 価格 4,798,020

14 融資会社名①/年数 クレディセゾン/35年

15 当初借入金額 28,100,000

16 融資会社名②/年数

17 当初借入金額

18 融資会社名③/年数

19 当初借入金額

20 当初借入合計金額 28,100,000

(源泉:売却日)

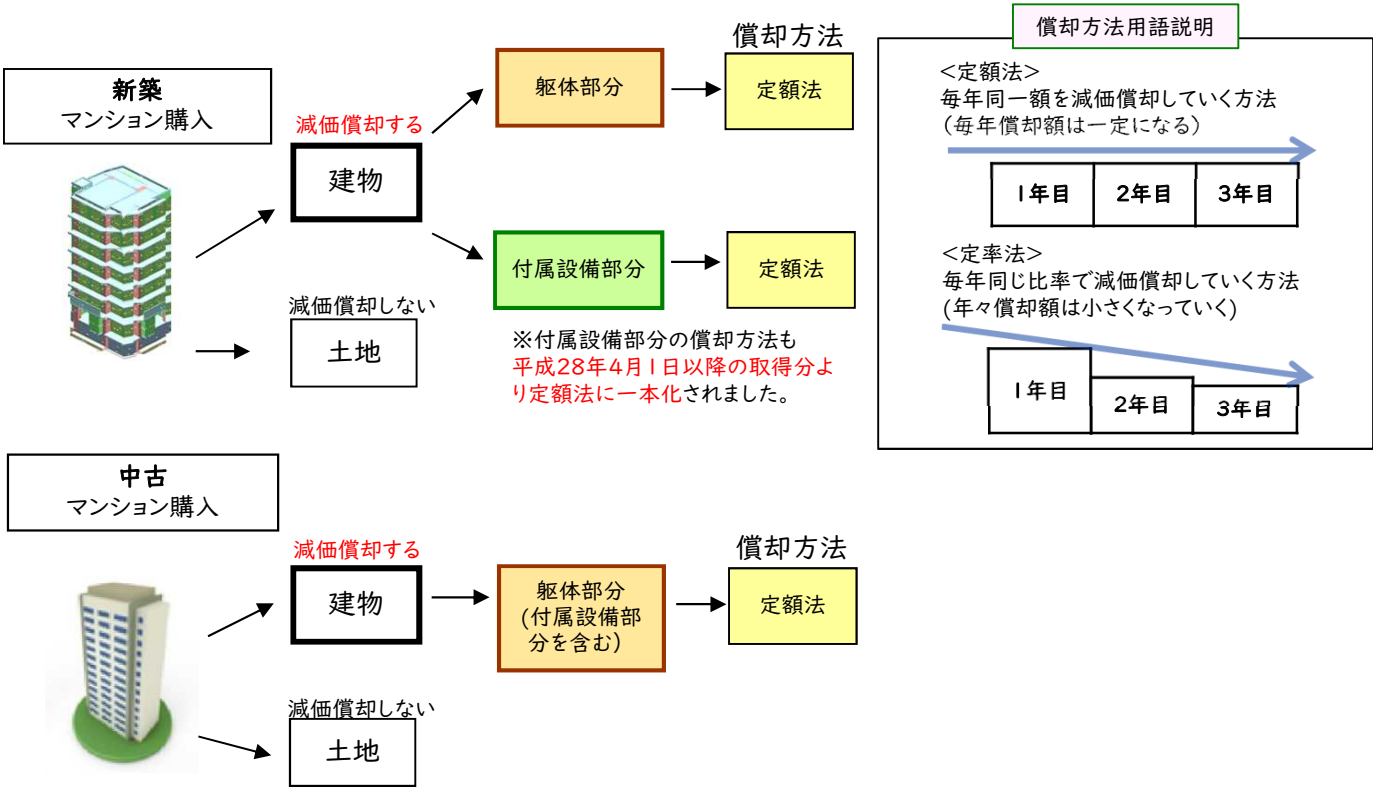
		1	
物 件 名		グランド・ガーラ〇〇	
号 室		202	
面 積		21.24㎡	
竣 工 年 月		令和4年2月(新)	
取 得 日		令和4年3月31日	
購 入 価 格		31,300,000	
購入価格内訳	土 地	16,301,500	
	建 物	14,998,500	
	(うち消費税)	(1,363,500)	
建物価格内訳	躯体	比 率	68.01%
		価 格	10,200,480
	付属設備	比 率	31.99%
		価 格	4,798,020

当社作成◇参考資料
「所有物件情報(参考)」建物価格内訳にご所有物件ごとの減価償却費の計算に必要な情報を記載しています。減価償却費の計算方法は、本紙P17～P31でご紹介しています。

躯体と付属設備の減価償却費を計算します。

7.減価償却費について<基本説明>

物件の建物部分の価値は、年々減少します。その価値の減少部分を減価償却費として経費計上します。
減価償却費は、耐用年数（建物や付属設備などの使用可能と見積られた期間）に応じて一定のルールに従い計算しなければなりません。



【取得時期別 償却方法の選定範囲】

マンション取得時期	平成10年3月31日以前	平成10年4月1日から平成19年3月31日	平成19年4月1日から平成24年3月31日	平成24年4月1日から平成28年3月31日	平成28年4月1日以降
建物躯体部分	旧定額法 P27 旧定率法 P28	旧定額法 P27	定額法 P29		
建物付属設備部分	旧定額法 P27 旧定率法 P28	旧定額法 P27 旧定率法 P28	定額法 P29 定率法250% P30	定額法 P29 定率法200% P31	定額法 P29

【減価償却費計算方法】計算方法の参考は本紙P19～P22をご覧ください

平成19年3月31日以前の取得	旧 定 額 法	取得価額×0.9×旧定額法償却率×使用月数／12ヶ月
	旧 定 率 法	未償却残高×旧定率法償却率×使用月数／12ヶ月
平成19年4月1日以降の取得	定 額 法	取得価額×定額法償却率×使用月数／12ヶ月
	定 率 法	未償却残高×定率法償却率(平成24年3月31日まで250%) (平成24年4月1日以降200%)×使用月数／12ヶ月

※使用月数に端数が生じた場合には切上げて1月として計算する。
※減価償却率の改定内容及び減価償却費の計算方法の詳細は国税庁ホームページ又は、最寄りの税務署でご確認ください。

【法定耐用年数】建物や付属設備といった減価償却資産の法定上使用可能な見積もり期間

建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造(住宅用)	47年
建 物 付 属 設 備	給排水・衛生設備・ガス設備	15年

※法定耐用年数は構造や用途等により異なります。詳細は国税庁ホームページ又は、最寄りの税務署でご確認ください。

耐用年数を確認してから償却率表に記載された取得時期の償却率を使って減価償却費の計算を行います。

7. 減価償却費について<基本説明>

【減価償却資産の償却率表：平成19年4月1日以後取得】

耐用 年数	定額法 償却率	平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得			耐用 年数	定額法 償却率	平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
		250%定率法			200%定率法					250%定率法			200%定率法		
		償却率	改定 償却率	保証率	償却率	改定 償却率	保証率			償却率	改定 償却率	保証率	償却率	改定 償却率	保証率
2	0.500	1.000	—	—	1.000	—	—	26	0.039	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089	27	0.038	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499	28	0.036	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800	29	0.035	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911	30	0.034	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680	31	0.033	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909	32	0.032	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126	33	0.031	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
10	0.100	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552	34	0.030	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992	35	0.029	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566	36	0.028	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180	37	0.028	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854	38	0.027	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565	39	0.026	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294	40	0.025	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791
17	0.059	0.147	0.167	0.02905	0.118	0.125	0.04038	41	0.025	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
18	0.056	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884	42	0.024	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694
19	0.053	0.132	0.143	0.02616	0.105	0.112	0.03693	43	0.024	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664
20	0.050	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486	44	0.023	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664
21	0.048	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335	45	0.023	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634
22	0.046	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182	46	0.022	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601
23	0.044	0.109	0.112	0.02226	0.087	0.091	0.03052	47	0.022	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532
24	0.042	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969	※詳細は、国税庁ホームページ又は最寄りの税務署でご確認ください。							
25	0.040	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841								

【中古資産の耐用年数計算方法】

中古の建物を購入した場合は、通常の耐用年数（法定耐用年数）とは異なる耐用年数を使用します。

パターン① 法定耐用年数を経過していない場合	(新築の場合の耐用年数－中古建物の経過期間)＋(中古建物経過期間×20%)
---------------------------	---------------------------------------

■新築時耐用年数が47年の建物を購入。既に築6年であった場合

中古マンションの耐用年数＝(47年－6年)＋(6年×20%)＝42.2年(小数点以下切捨て)

耐用年数は42年

<中古資産耐用年数計算上の注意点> ※令和4年3月31日に平成27年10月竣工のマンションを取得した場合

1. 中古建物の経過期間に1年未満の端数が生じる時は月数に直して計算する。

例) パターン①で既に6年6ヶ月経過していた場合

竣工年月	平成27年10月(中)
取得日	令和4年3月31日

経過月数78月の求め方

①竣工年(平成27年)10月～12月までの月数＝3月

②平成28年～令和3年までの月数(6年×12)＝72月

③令和4年1月～3月(取得日までの月数)＝3月

①＋②＋③＝78月

※1.
中古マンションの耐用年数＝(564月－78月)＋(78月×20%)＝501.6月⇒年に戻す41.8年

※1.新築時耐用年数を月数にする47年×12ヶ月＝564月

2. 計算の途中で1年未満を切捨ては行わない

3. 計算結果の耐用年数が2年に満たない場合には、2年とする。

耐用年数は41年

パターン② 法定耐用年数を全て経過している場合	新築の場合の耐用年数×20%(小数点以下切捨て)
----------------------------	--------------------------

■新築時耐用年数が47年の建物を購入したが、既に築50年であった場合

中古マンションの耐用年数＝47年×20%＝9.4年(小数点以下切捨て)

耐用年数は9年

7. 減価償却費について<新築建物計算方法>

■初年度減価償却費計算方法【定額法:建物(躯体)参考】

【初年度減価償却費計算方法】

当社発行の「参考資料」(所有物件情報)を確認し、耐用年数47年の償却率0.022を利用して減価償却費を計算します。
令和4年 所有物件情報(参考)

令和4年 所有物件情報(参考)				
No. 1 エアショー 次郎様				
1	2	3	4	5
物件名	グランド・ガラ○			
号	202			
面積	21.24			
竣工年月	令和4年2月(新)			
取得日	令和4年3月31日			
購入価格	31,300,000			
土地	16,301,500			
建物	14,998,500			
(うち消費税)	(1,363,500)			
比率	68.01%			
価格	10,200,480			
比率	31.99%			
価格	4,798,020			
融資会社名①/年数	クレディセゾン/35年			
当初借入金額	28,100,000			
融資会社名②/年数				
当初借入金額				
融資会社名③/年数				
当初借入金額				
融資会社名④/年数				
当初借入金額	28,100,000			
返済(元金)				

建物価格内訳	躯体	比率	68.01%
		価格	10,200,480
	付属設備	比率	31.99%
		価格	4,798,020

【減価償却資産の償却率表(平成19年4月1日以後取得)】

耐用年数	定額法償却率	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
		250%定率法			200%定率法		
		償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
40	0.025	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791
41	0.025	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
42	0.024	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694
43	0.024	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664
44	0.023	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664
45	0.023	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634
46	0.022	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601
47	0.022	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532

①参考資料より建物(躯体価格)を確認します。
●躯体価格 10,200,480円

②減価償却資産の償却率表より耐用年数と償却率を確認します。
●建物(躯体)部分耐用年数は47年
●47年の償却率 定額法は 0.022

③減価償却費の計算式を確認して毎年継続して計算することになります。下の<計算式図1>を参考にして同様に計算してください。(減価償却費計算上の端数処理は切上げ記載しています。)

<計算式図1>ガラA-建物

平成19年4月1日以降の取得	定額法	取得価額×定額法償却率×使用月数/12ヶ月
	平成19年4月1日以降取得分の定額法償却率を確認し最終償却年度に備忘価額として1円残す。	

建物取得価額	取得日	耐用年数	償却率	改定償却率	保証率	償却保証額
10,200,480円	令和4年3月1日(2022年)	47年	0.022			

	西暦	計算方法	減価償却費	未償却残高	解説
1年目	2022年	$10,200,480 \times 0.022 \times 10\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	187,009円	10,013,471円	取得時の償却率
2年目	2023年	$10,200,480 \times 0.022 \times 12\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	224,411円	9,789,060円	取得時からの償却率を使用して毎年同様に減価償却費を計算する。
3年目	2024年	$10,200,480 \times 0.022 \times 12\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	224,411円	9,564,649円	
計算省略(毎年同様に継続して計算してください)					
43年目	2064年	$10,200,480 \times 0.022 \times 12\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	224,411円	588,209円	
44年目	2065年	$10,200,480 \times 0.022 \times 12\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	224,411円	363,798円	
45年目	2066年	$10,200,480 \times 0.022 \times 12\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	224,411円	139,387円	
46年目	2067年	139,387円 - 1	139,386円	1円	(備忘価額1円)

④初年度(1年目)に発生した減価償却費を収支内訳書(不動産所得用)に記入します。
(本紙P23【新築】の記入例でご確認ください。)

未償却残高とは
まだ費用化されていない部分

7. 減価償却費について<新築建物計算方法>

■初年度減価償却費計算方法【定額法:建物(付属設備)参考】

【初年度減価償却費計算方法】

当社発行の「参考資料」(所有物件情報)を確認し、耐用年数15年の償却率0.067を利用して減価償却費を計算します。

令和4年 所有物件情報(参考)

令和4年 所有物件情報(参考)				
物件名	グランド・ガーラ〇〇	2	3	4
号	202			
面積	21.24			
竣工年月	令和4年2月(新)			
取得日	令和4年3月31日			
購入価格	31,300,000			
購入土地	16,301,500			
建物	14,998,500			
諸費用(うち消費税)	(1,363,500)			
比率	68.01%			
価格	10,200,480			
比率	31.99%			
価格	4,798,020			
融資会社名①/年数	クレディセゾン/35年			
当初借入金額	28,100,000			
融資会社名②/年数				
当初借入金額				
融資会社名③/年数				
当初借入金額				
融資会社名④/年数				
当初借入金額				
当初借入合計金額	28,100,000			
課税(売却時)				

建物価格内訳	躯体	比率	68.01%
		価格	10,200,480
	付属設備	比率	31.99%
		価格	4,798,020

【減価償却資産の償却率表(平成19年4月1日以後取得)】

耐用年数	定額法償却率	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
		250%定率法			200%定率法		
		償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294

①参考資料より建物(付属設備価格)を確認します。

●付属設備価格 4,798,020円

②減価償却資産の償却率表より耐用年数と償却率を確認します。

●建物(付属設備)部分耐用年数は15年

●15年の償却率 定額法は 0.067

③減価償却費の計算式を確認して同様に計算します。

減価償却費の計算は、毎年継続して計算することになります。下の<計算式図2>を参考にして同様に計算してください。(減価償却費計算上の端数処理は切上げ記載しています。)

<計算式図2>ガーラA-設備

平成19年4月1日以降の取得	定額法	取得価額×定額法償却率×使用月数/12ヶ月
	平成19年4月1日以降取得分の定額法償却率を確認し最終償却年度に備忘価額として1円残す。	

建物取得価額	取得日	耐用年数	償却率	改定償却率	保証率	償却保証額
4,798,020円	令和4年3月1日(2022年)	15年	0.067			

	西暦	計算方法	減価償却費	未償却残高	解説
1年目	2022年	$4,798,020 \times 0.067 \times 10 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月}$	267,890円	4,530,130円	取得時の償却率
2年目	2023年	$4,798,020 \times 0.067 \times 12 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月}$	321,468円	4,208,662円	取得時からの償却率を使用して毎年
3年目	2024年	$4,798,020 \times 0.067 \times 12 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月}$	321,468円	3,887,194円	
計算省略(毎年同様に継続して計算してください)					
13年目	2034年	$4,798,020 \times 0.067 \times 12 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月}$	321,468円	672,514円	を計算する。
14年目	2035年	$4,798,020 \times 0.067 \times 12 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月}$	321,468円	351,046円	
15年目	2036年	$4,798,020 \times 0.067 \times 12 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月}$	321,468円	29,578円	
16年目	2037年	29,578円 - 1	29,577円	1円	

④初年度(1年目)に発生した減価償却費を収支内訳書(不動産所得用)に記入します。

(本紙P23【新築】の記入例でご確認ください。)

7. 減価償却費について<2年目以降計算方法>

■2年目 減価償却費計算方法

【2年目以降減価償却費計算方法】

2年目以降も前年と同様に減価償却費(12ヶ月分)を計算し、収支内訳書(不動産所得用)へ記入します。減価償却費は毎年継続して計算するため取得した年分の確定申告時期にその後の分もまとめて計算しておけば翌年以降の減価償却費の計算が楽になります。

①各マンションの減価償却費2年目を確認します。(減価償却費計算上の端数処理は切上げ記載しています。)
<計算式図1>

ガーラA 建物	取得日	耐用年数	償却率	改定償却率	保証率	新築建物 計算方法P19
10,200,480円	令和4年3月1日 (2022年)	47年	0.022			

	西暦	計算方法	減価償却費	未償却残高	解説
1年目	2022年	$10,200,480 \times 0.022 \times 10\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	187,009円	10,013,471円	取得時の償却率
2年目	2023年	$10,200,480 \times 0.022 \times 12\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	224,411円	9,789,060円	取得時からの償却率を使用して毎年
3年目	2024年	$10,200,480 \times 0.022 \times 12\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	224,411円	9,564,649円	同様に計算する。

<計算式図2>

ガーラA 設備	取得日	耐用年数	償却率	改定償却率	保証率	付属設備 計算方法P20
4,798,020円	令和4年3月1日 (2022年)	15年	0.067			

	西暦	計算方法	減価償却費	未償却残高	解説
1年目	2022年	$4,798,020 \times 0.067 \times 10\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	267,890円	4,530,130円	取得時の償却率
2年目	2023年	$4,798,020 \times 0.067 \times 12\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	321,468円	4,208,662円	取得時からの償却率を使用して毎年
3年目	2024年	$4,798,020 \times 0.067 \times 12\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	321,468円	3,887,194円	同様に計算する。

<計算式図3>

ガーラB 建物(中古)	取得日	耐用年数	償却率	改定償却率	保証率	中古建物 計算方法P21
12,690,000円	令和4年3月1日 (2022年)	41年	0.025			

	西暦	計算方法	減価償却費	未償却残高	解説
1年目	2022年	$12,690,000 \times 0.025 \times 10\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	264,375円	12,425,625円	取得時の償却率
2年目	2023年	$12,690,000 \times 0.025 \times 12\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	317,250円	12,108,375円	取得時からの償却率を使用して毎年
3年目	2024年	$12,690,000 \times 0.025 \times 12\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月}$	317,250円	11,791,125円	同様に計算する。

②2年目に発生した減価償却費を収支内訳書(不動産所得用)に記入します。
(本紙P24の記入例でご確認ください。)

補足

減価償却費は3年目以降も同様に毎年継続して計算し、収支内訳書(不動産所得用)に記入します。

7. 減価償却費について<収支内訳書(不動産所得用):定額法記入例>

■計算方法及び記入例 収支内訳書(不動産所得用)裏面より抜粋

●初年度

【新築】 令和4年3月にグランド・ガーラ●●(新築)を取得した場合

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面接 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	⑧ 償却率	⑨ 本年中の 償却期間	⑩ 本年分の 普通償却費 (⑧×⑨×⑪)	⑪ 割増(特別) 償却費	⑫ 本年分の 償却費合計 (⑩+⑪)	⑬ 貸付 割合	⑭ 本年分の必要 経費算入額 (⑫×⑬)	⑮ 未償却残高 (期末残高)
建物(グランド・ガーラ○○)		R4.03	10,200,480	10,200,480	定額法	47	0.022	10 12	187,009		187,009	100	187,009	10,013,471
建物付属設備 (グランド・ガーラ○○)		R4.03	4,798,020	4,798,020	定額法	15	0.067	10 12	267,890		267,890	100	267,890	4,530,130

①⇒②⇒③⇒④⇒⑤⇒⑥⇒⑦⇒⑧⇒⑨⇒⑩⇒⑪⇒⑫の順番に記入していきます。

①取得価額→参考資料「所有物件情報(参考)」でご確認ください。

②償却の基礎になる金額→同上 (①に同じ)

⑧償却率 耐用年数・償却率については物件により異なりますので税務署へご確認ください。(本紙P18参照)

※2年目以降も初年度と同じ耐用年数と償却率の記入します。

【減価償却資産の償却率表一部抜粋(平成19年4月1日以後取得)】

耐用 年数	定額法 償却率	平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
		250%定率法			200%定率法		
		償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
40	0.025	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791
41	0.025	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
42	0.024	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694
43	0.024	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664
44	0.023	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664
45	0.023	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634
46	0.022	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601
47	0.022	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532

耐用 年数	定額法 償却率	平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
		250%定率法			200%定率法		
		償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294

⑨本年中の償却期間 購入日が3月なので、申告年分の3月から12月までの10ヶ月分を減価償却費として計上します。

※2年目以降は償却期間が丸1年の場合12ヶ月分を償却期間とします。

⑩本年分の普通償却費→②償却の基礎になる金額×⑧償却率×⑨本年中の償却期間

⑪割増償却費→なし

⑫本年分の償却費合計→⑩本年分の普通償却費+⑪割増(特別)償却費=⑫本年分の償却費合計

⑬貸付割合→100%

⑭本年分の必要経費算入額→⑫本年分の償却費合計×⑬貸付割合=⑭本年分の必要経費算入額

⑮未償却残高→①取得価額-⑫本年分の償却費合計

【中古】 令和4年3月にグランド・ガーラ◆◆(中古)を取得した場合

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面接 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	⑧ 償却率	⑨ 本年中の 償却期間	⑩ 本年分の 普通償却費 (⑧×⑨×⑪)	⑪ 割増(特別) 償却費	⑫ 本年分の 償却費合計 (⑩+⑪)	⑬ 貸付 割合	⑭ 本年分の必要 経費算入額 (⑫×⑬)	⑮ 未償却残高 (期末残高)
建物(グランド・ガーラ◆◆ 中古(H27.10竣工))		R4.03	12,690,000	12,690,000	定額法	41	0.025	10 12	264,375		264,375	100	264,375	12,425,625

①⇒②⇒③⇒④⇒⑤⇒⑥⇒⑦⇒⑧⇒⑨⇒⑩⇒⑪⇒⑫の順番に記入していきます。

①取得価額→参考資料「所有物件情報(参考)」でご確認ください。

②償却の基礎になる金額→同上 (①に同じ)

⑧償却率 耐用年数・償却率については物件により異なりますので税務署へご確認ください。(本紙P18参照)

※2年目以降も初年度と同じ耐用年数と償却率の記入します。

⑨本年中の償却期間 購入日が3月なので、申告年分の3月から12月までの10ヶ月分を減価償却費として計上します。

※2年目以降は償却期間が丸1年の場合12ヶ月分を償却期間とします。

↓⑪以降記載手順は新築と同様に行います。(以下省略)

■計算方法及び記入例 収支内訳書(不動産所得用)裏面より抜粋

※減価償却費計算上の端数処理は切上げ記載しています。

●2年目(令和5年分確定申告時参考)

【新築】令和4年3月にブランド・ガーラ●●(新築)を取得した場合の2年目

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面接 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	④ 償却率	⑤ 本年中の 償却期間	⑥ 本年分の 普通償却費 (②×④×⑤)	⑦ 割増(特別) 償却費	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑥+⑦)	⑨ 貸付 割合	⑩ 本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨)	⑪ 未償却残高 (期末残高)
建物(ブランド・ガーラ○○)		R4.03	10,200,480	10,200,480	定額法	47	0.022	12 — 12	224,411		224,411	100	224,411	9,789,060
建物付属設備 (ブランド・ガーラ○○)		R4.03	4,798,020	4,798,020	定額法	15	0.067	12 — 12	321,468		321,468	100	321,468	4,208,662

①⇒②⇒③⇒④⇒⑤⇒⑥⇒⑦⇒⑧⇒⑨⇒⑩⇒⑪の順番に記入していきます。

①取得価額→参考資料「所有物件情報(参考)」でご確認ください。

②償却の基礎になる金額→同上(①に同じ)

④償却率 耐用年数・償却率については前年同様に記載します。

⑤本年中の償却期間 前年度に購入しているのに12ヶ月分を減価償却費として計上します。

⑥本年分の普通償却費→②償却の基礎になる金額×④償却率×⑤本年中の償却期間

⑦割増償却費→なし

⑧本年分の償却費合計→⑥本年分の普通償却費+⑦割増(特別)償却費=⑧本年分の償却費合計

⑨貸付割合→100%

⑩本年分の必要経費算入額→⑧本年分の償却費合計×⑨貸付割合=⑩本年分の必要経費算入額

⑪未償却残高→(前年⑪未償却残高-⑩本年分の償却費合計)=⑪未償却残高(期末残高)

前年資料(本紙P23参照)の不動産収支内訳書裏面

①減価償却資産の取得 取得年月、取得価額、耐用年数、償却率、償却期間、償却方法、償却費、未償却残高(期末残高)等	②償却の基礎になる金額 取得年月、取得価額、耐用年数、償却率、償却期間、償却方法、償却費、未償却残高(期末残高)等	③償却率 取得年月、取得価額、耐用年数、償却率、償却期間、償却方法、償却費、未償却残高(期末残高)等	④本年中の償却期間 取得年月、取得価額、耐用年数、償却率、償却期間、償却方法、償却費、未償却残高(期末残高)等	⑤本年分の普通償却費 取得年月、取得価額、耐用年数、償却率、償却期間、償却方法、償却費、未償却残高(期末残高)等	⑥割増(特別)償却費 取得年月、取得価額、耐用年数、償却率、償却期間、償却方法、償却費、未償却残高(期末残高)等	⑦本年分の償却費合計 取得年月、取得価額、耐用年数、償却率、償却期間、償却方法、償却費、未償却残高(期末残高)等	⑧貸付割合 取得年月、取得価額、耐用年数、償却率、償却期間、償却方法、償却費、未償却残高(期末残高)等	⑨本年分の必要経費算入額 取得年月、取得価額、耐用年数、償却率、償却期間、償却方法、償却費、未償却残高(期末残高)等	⑩未償却残高(期末残高) 取得年月、取得価額、耐用年数、償却率、償却期間、償却方法、償却費、未償却残高(期末残高)等
---	--	---	--	---	---	---	--	---	---

前年⑪ 未償却残高 (期末残高)	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑥+⑦)	⑪ 未償却残高 (期末残高)
10,013,471	224,411	9,789,060
4,530,130	321,468	4,208,662

本紙P23参照

【中古】令和4年3月にブランド・ガーラ◆◆(中古)を取得した場合の2年目

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面接 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	④ 償却率	⑤ 本年中の 償却期間	⑥ 本年分の 普通償却費 (②×④×⑤)	⑦ 割増(特別) 償却費	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑥+⑦)	⑨ 貸付 割合	⑩ 本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨)	⑪ 未償却残高 (期末残高)
建物(ブランド・ガーラ◆◆ 中古(H27.10竣工))		R4.03	12,690,000	12,690,000	定額法	41	0.025	12 — 12	317,250		317,250	100	317,250	12,108,375

新築物件同様に①⇒②⇒③⇒④⇒⑤⇒⑥⇒⑦⇒⑧⇒⑨⇒⑩⇒⑪の順番に記入していきます。

⑪未償却残高→(前年⑪未償却残高-⑩本年分の償却費合計)=⑪未償却残高(期末残高)

前年⑪ 未償却残高 (期末残高)	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑥+⑦)	⑪ 未償却残高 (期末残高)
12,425,625	317,250	12,108,375

本紙P23参照

7. 減価償却費について<収支内訳書(不動産所得用):定率法記入例>

■平成28年3月31日以前に取得した新築物件の建物付属設備は【定率法】で償却ができました。

※平成28年3月31日以前に「所得税の減価償却資産の償却方法の届出書」により【定率法】を届出ている場合に限る。

【定率法】平成28年3月にグランド・ガーラ〇〇(新築)を取得した場合<7年目の償却額>

減価償却資産 (名称等 (繰延資産を含む))	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額) 円	② 償却の基礎 になる金額 円	償却 方法	耐用 年数	④ 償却率	⑤ 本年中の 償却期間 月	⑥ 本年分の 普通償却費 (②×④×⑤) 円	⑦ 割増(特別) 償却費 円	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑥+⑦) 円	⑨ 貸付 割合 %	⑩ 本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨) 円	⑪ 未償却残高 (期末残高) 円
建物(グランド・ガーラ〇〇)		H28.03	10,200,480	10,200,480	定額法	47	0.022	12 — 12	224,411		224,411	100	224,411	8,667,005
建物付属設備 (グランド・ガーラ〇〇)		H28.03	4,798,020 (219,030)	2,089,971	定率法	15	0.133	12 — 12	277,967		277,967	100	277,967	1,812,004

- ①⇒②⇒③⇒④⇒⑤⇒⑥⇒⑦⇒⑧⇒⑨⇒⑩の順番に記入していきます。
- ①取得価額→参考資料「所有物件情報(参考)」でご確認ください。(償却保証額)
- ① 下段:償却保証額(219,030) = 取得価額4,798,020円×保証率(耐用年数15年)0.04565
- ②償却の基礎になる金額→前年の⑪未償却残高
- ④償却率 耐用年数・償却率については物件により異なりますので税務署へご確認ください。(本紙P18参照)
- ⑤本年中の償却期間 2年目以降は12ヶ月分を減価償却費として計上します。

【減価償却資産の償却率表一部抜粋】

耐用 年数	定額法 償却率	平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
		250%定率法			200%定率法		
		償却率	改定償却 率	保証率	償却率	改定償却 率	保証率
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294

平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得	平成24年4月1日以後取得
250%定率法	200%定率法

定率法の償却率は取得した時期によって異なります。
減価償却資産の償却率表に記載されている年度を
確認して償却率を記入してください。一定期間償却
後に改定償却を行うことになりますので、本紙P30
~P31を参考にしてください。

- ⑥本年分の普通償却費→②償却の基礎になる金額×④償却率×⑤本年中の償却期間
- ⑦割増償却費→なし
- ⑧本年分の償却費合計→⑥本年分の普通償却費+⑦割増(特別)償却費=⑧本年分の償却費合計
- ⑨貸付割合→100%
- ⑩本年分の必要経費算入額→⑧本年分の償却費合計×⑨貸付割合=⑩本年分の必要経費算入額
- ⑪未償却残高→前年⑪未償却残高-⑧本年分の償却費合計=⑪未償却残高(期末残高)

前年の不動産収支内訳書裏面

①減価償却資産の償却	②減価償却資産の取得	③減価償却資産の償却	④減価償却資産の償却	⑤減価償却資産の償却	⑥減価償却資産の償却	⑦減価償却資産の償却	⑧減価償却資産の償却	⑨減価償却資産の償却	⑩減価償却資産の償却	⑪減価償却資産の償却	⑫減価償却資産の償却	⑬減価償却資産の償却	⑭減価償却資産の償却	⑮減価償却資産の償却	⑯減価償却資産の償却	⑰減価償却資産の償却	⑱減価償却資産の償却	⑲減価償却資産の償却	⑳減価償却資産の償却	㉑減価償却資産の償却	㉒減価償却資産の償却	㉓減価償却資産の償却	㉔減価償却資産の償却	㉕減価償却資産の償却	㉖減価償却資産の償却	㉗減価償却資産の償却	㉘減価償却資産の償却	㉙減価償却資産の償却	㉚減価償却資産の償却	㉛減価償却資産の償却	㉜減価償却資産の償却	㉝減価償却資産の償却	㉞減価償却資産の償却	㉟減価償却資産の償却	㊱減価償却資産の償却	㊲減価償却資産の償却	㊳減価償却資産の償却	㊴減価償却資産の償却	㊵減価償却資産の償却	㊶減価償却資産の償却	㊷減価償却資産の償却	㊸減価償却資産の償却	㊹減価償却資産の償却	㊺減価償却資産の償却	㊻減価償却資産の償却	㊼減価償却資産の償却	㊽減価償却資産の償却	㊾減価償却資産の償却	㊿減価償却資産の償却
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

7年目の建物付属設備の計算

前年⑪ 未償却残高 (期末残高) 円 2,089,971	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑥+⑦) 円 277,967	⑪ 未償却残高 (期末残高) 円 1,812,004
--	---	--

【ご注意】未償却残高×償却率で算出された金額が償却保証額未満になった年以後は、改定取得価額×改定償却率の
計算に切り替えて減価償却費を計上する。最終償却年度に未償却残高として1円残す。計算方法は本紙P31参照。

7. 減価償却費について<収支内訳書(不動産所得用):裏面記入例>

■収支内訳書(不動産所得用)裏面に記載する減価償却費記入例

※記入内容の詳細は国税庁ホームページ又は最寄りの税務署でご確認ください。

【収支内訳書(不動産所得用)裏面記入例】

※減価償却費計算上の端数処理は切上げ記載しています。

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額)	②償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率 又は 定率率	④年中の償却期間	⑤本年分の普通償却費 (②×③×④)	⑥割増(特別) 償却費	⑦本年分の償却費合計 (⑤+⑥)	⑧貸付割合	⑨本年分の必要経費算入額 (⑦×⑧)	⑩未償却残高 (期末残高)	摘要
建物付属設備 (ランド・ガーラ〇〇)		28.3	10,200,480 ()	10,200,480	定額	47	0.022	12/12	224,411		224,411	100	224,411	8,667,005	
建物付属設備 (ランド・ガーラ〇〇)		28.3	4,798,020 (219,030)	2,089,971	定率	15	0.133	12/12	277,967		277,967	100	277,967	1,812,004	
			()					12/12							
			()					12/12							
			()					12/12							
			()					12/12							
計									502,378		502,378		502,378	10,479,009	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ③欄に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借入金金利	左のうちの必要経費算入額

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・雑料金等	左の賃借料のうち必要経費算入額

○修理費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は 資材の品名	支払年月日	左のうちの必要経費算入額

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうちの必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○貸付不動産の保有状況(空室(空室、空地を含めて記入してください))

用途・種類等	数量	用途・種類等	数量	用途・種類等	数量
住宅用	建物 一戸建 棟	住宅用 建物 一戸建 棟	住宅用 建物 一戸建 棟	住宅用 建物 一戸建 棟	住宅用 建物 一戸建 棟
	建物 一戸建以外 棟	住宅用 建物 一戸建以外 棟	住宅用 建物 一戸建以外 棟	住宅用 建物 一戸建以外 棟	住宅用 建物 一戸建以外 棟
	土地 契約件数 (専有部/店舗等)	土地 契約件数 (専有部/店舗等)	土地 契約件数 (専有部/店舗等)	土地 契約件数 (専有部/店舗等)	土地 契約件数 (専有部/店舗等)
	土地 総面積 ㎡	土地 総面積 ㎡	土地 総面積 ㎡	土地 総面積 ㎡	土地 総面積 ㎡

○本年における特殊事情・保証金等の運用状況(借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

本紙P25参照 減価償却費記入例

未償却残高が1円になるまで毎年継続して減価償却費を計算します

【耐用年数経過後・法定耐用年数の後半の収支内訳書(不動産所得用)裏面記入例】

①旧定額法及び旧定率法の均等償却記入例:本紙P27~P28計算シート参照

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額)	②償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率	④年中の償却期間	⑤本年分の普通償却費 (②×③×④)	⑥割増(特別) 償却費	⑦本年分の償却費合計 (⑤+⑥)	⑧貸付割合	⑨本年分の必要経費算入額 (⑦×⑧)	⑩未償却残高 (未残高)	摘要
建物付属設備 (ランド・ガーラ〇〇)		H14.7	5,000,000 ()	250,000	—	—	—	12/12	50,000	—	50,000	100	50,000	50,000	均等償却

<不動産収支内訳書裏面摘要記載事項>

●減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分5年間に於いて均等償却を行う場合には、**[均等償却]**と記入します。

②定率法250%記入例:本紙P30計算シート参照

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額)	②償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率	④年中の償却期間	⑤本年分の普通償却費 (②×③×④)	⑥割増(特別) 償却費	⑦本年分の償却費合計 (⑤+⑥)	⑧貸付割合	⑨本年分の必要経費算入額 (⑦×⑧)	⑩未償却残高 (未残高)	摘要
建物付属設備 (ランド・ガーラ〇〇)		H20.7	5,000,000 (160,850)	884,925	定率法	15	0.200	12/12	176,984		176,984	100	176,984	1	改定償却

<不動産収支内訳書裏面摘要記載事項>

●調整前償却額が償却保証額未満となる年分以降は**[改定償却]**と記入します。

●平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について、250%定率法により償却費の額を計算する事を選択している場合には、改定償却となるまでは**[250%定率法]**と記入します。

③定率法200%記入例:本紙P31計算シート(9年目2024年)参照

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額)	②償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率	④年中の償却期間	⑤本年分の普通償却費 (②×③×④)	⑥割増(特別) 償却費	⑦本年分の償却費合計 (⑤+⑥)	⑧貸付割合	⑨本年分の必要経費算入額 (⑦×⑧)	⑩未償却残高 (未残高)	摘要
建物付属設備 (ランド・ガーラ〇〇)		H28.03	4,798,020 (219,030)	1,571,007	定率法	15	0.143	12/12	224,655		224,655	100	224,655	1,346,352	改定償却

<不動産収支内訳書裏面摘要記載事項>

●調整前償却額が償却保証額未満となる年分以降は**[改定償却]**と記入します。

7. 減価償却費について<耐用年数経過後・法定耐用年数の後半の償却方法>

■平成19年3月31日以前に取得した場合【①旧定額法:参考】

平成19年3月31日以前に取得	旧定額法	取得価額×0.9×旧定額法償却率×使用月数/12ヶ月
	取得価額の95%相当額まで償却が進んだとき、その翌年から5年間で均等償却します。 (備忘価額として1円を残す)	

平成19年3月31日以前に取得した建物等の耐用年数及び旧償却率は国税庁のホームページにてご確認ください。

付属設備取得価額	取得日	耐用年数	旧償却率	取得価額の5%
5,000,000円	平成14年7月1日 (2002年)	15年	0.066	250,000円

	西暦	計算方法	減価償却費	未償却残高	解説
1年目	2002年	500万×0.9×0.066×6ヶ月/12ヶ月	148,500円	4,851,500円	取得時の償却率
2年目	2003年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	4,554,500円	取得時から95%を償却するまでは毎年同様の償却率で減価償却費を計算する。
3年目	2004年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	4,257,500円	
4年目	2005年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	3,960,500円	
5年目	2006年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	3,663,500円	
6年目	2007年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	3,366,500円	
7年目	2008年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	3,069,500円	
8年目	2009年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	2,772,500円	
9年目	2010年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	2,475,500円	
10年目	2011年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	2,178,500円	
11年目	2012年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	1,881,500円	
12年目	2013年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	1,584,500円	95%を償却した翌年からは5年間で均等償却する。
13年目	2014年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	1,287,500円	
14年目	2015年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	990,500円	
15年目	2016年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	693,500円	
16年目	2017年	500万×0.9×0.066×12ヶ月/12ヶ月	297,000円	396,500円	
17年目	2018年	396,500円 - (500万円×0.05)	146,500円	250,000円 P	
18年目	2019年	500万円×0.01	50,000円	200,000円	
19年目	2020年	500万円×0.01	50,000円	150,000円	
20年目	2021年	500万円×0.01	50,000円	100,000円	
21年目	2022年	500万円×0.01	50,000円	50,000円	
22年目	2023年	50,000円 - 1	49,999円	1円	(備忘価額1円)

※減価償却費計算上の端数処理は切上げ記載しています。

<計算のポイント>

- ①取得価額の5%になるまで毎年継続して減価償却費を計算する。
- ②未償却残高が取得価額の5%になってから残りを5年間で均等に償却する。
- ③最終償却年度に未償却残高として1円残す。

P 17年目の減価償却を前年同様に計算した場合、未償却残高が99,500円となり取得価額の5%以下つまり償却累計額が95%を超えてしまいます。17年目は一旦95%まで減価償却費を計上し、翌年以降5年間で均等償却をします。

◆前年同様に計算した場合
償却額297,000円 未償却残高 99,500円→**×95%を超えている**

◆95%を限度に計算した場合
償却額146,500円 未償却残高 250,000円→**◎取得価額の5%**(翌年から均等償却)

7. 減価償却費について<耐用年数経過後・法定耐用年数の後半の償却方法>

■平成19年3月31日以前に取得した場合【②旧定率法:参考】

平成19年3月31日以前に取得	旧定率法	未償却残高×旧定率法償却率×使用月数/12ヶ月
	取得価額の95%相当額まで償却が進んだとき、その翌年から5年間で均等償却します。 (備忘価額として1円を残す)	

平成19年3月31日以前に取得した建物等の耐用年数及び旧償却率は国税庁のホームページにてご確認ください。

付属設備取得価額	取得日	耐用年数	旧償却率	取得価額の5%
5,000,000円	平成14年7月1日 (2002年)	15年	0.142	250,000円

	西暦	計算方法	減価償却費	未償却残高	解説
1年目	2002年	500万×0.142×6ヶ月/12ヶ月	355,000円	4,645,000円	取得時の償却率
2年目	2003年	4,645,000×0.142×12ヶ月/12ヶ月	659,590円	3,985,410円	取得時から95%を償却するまでは毎年同様の償却率で減価償却費を計算する。
3年目	2004年	3,985,410×0.142×12ヶ月/12ヶ月	565,929円	3,419,481円	
4年目	2005年	3,419,481×0.142×12ヶ月/12ヶ月	485,567円	2,933,914円	
5年目	2006年	2,933,914×0.142×12ヶ月/12ヶ月	416,616円	2,517,298円	
6年目	2007年	2,517,298×0.142×12ヶ月/12ヶ月	357,457円	2,159,841円	
7年目	2008年	2,159,841×0.142×12ヶ月/12ヶ月	306,698円	1,853,143円	
8年目	2009年	1,853,143×0.142×12ヶ月/12ヶ月	263,147円	1,589,996円	
9年目	2010年	1,589,996×0.142×12ヶ月/12ヶ月	225,780円	1,364,216円	
10年目	2011年	1,364,216×0.142×12ヶ月/12ヶ月	193,719円	1,170,497円	
11年目	2012年	1,170,497×0.142×12ヶ月/12ヶ月	166,211円	1,004,286円	
12年目	2013年	1,004,286×0.142×12ヶ月/12ヶ月	142,609円	861,677円	
13年目	2014年	861,677×0.142×12ヶ月/12ヶ月	122,359円	739,318円	
14年目	2015年	739,318×0.142×12ヶ月/12ヶ月	104,984円	634,334円	
15年目	2016年	634,334×0.142×12ヶ月/12ヶ月	90,076円	544,258円	
16年目	2017年	544,258×0.142×12ヶ月/12ヶ月	77,285円	466,973円	
17年目	2018年	466,973×0.142×12ヶ月/12ヶ月	66,311円	400,662円	
18年目	2019年	400,662×0.142×12ヶ月/12ヶ月	56,895円	343,767円	
19年目	2020年	343,767×0.142×12ヶ月/12ヶ月	48,815円	294,952円	
20年目	2021年	294,952×0.142×12ヶ月/12ヶ月	41,884円	253,068円	
21年目	2022年	253,068円 - (500万円×0.05)	3,068円	250,000円 P	→取得価額の5%
22年目	2023年	500万円×0.01	50,000円	200,000円	95%を償却した翌年からは5年間で均等償却する。
23年目	2024年	500万円×0.01	50,000円	150,000円	
24年目	2025年	500万円×0.01	50,000円	100,000円	
25年目	2026年	500万円×0.01	50,000円	50,000円	
26年目	2027年	50,000円 - 1	49,999円	1円	
			P26①		(備忘価額1円)

<計算のポイント>

※減価償却費計算上の端数処理は切上げ記載しています。

- ①取得価額の5%になるまで毎年継続して減価償却費を計算する。
- ②未償却残高が取得価額の5%になってから残りを5年間で均等に償却する。
- ③最終償却年度に未償却残高として1円残す。

P 21年目の減価償却を前年同様に計算した場合、未償却残高が217,132円となり取得価額の5%以下つまり償却累計額が95%を超えてしまいます。21年目は一旦95%まで減価償却費を計上し、翌年以降5年間で均等償却をします。

◆前年同様に計算した場合 : 償却額35,936円 未償却残高217,132円→**×95%を超えている**

◆95%を限度に計算した場合: 償却額 3,068円 未償却残高250,000円→**◎取得価額の5%**(翌年から均等償却)

7. 減価償却費について<耐用年数経過後・法定耐用年数の後半の償却方法>

■平成19年4月1日以降に取得した場合【③定額法:参考】

平成19年4月1日以降の取得	定 額 法	取得価額×定額法償却率×使用月数／12ヶ月
	平成19年4月1日以降取得分の定額法償却率を確認し最終償却年度に備忘価額として1円残す。	

付属設備取得価額	取得日	耐用年数	償却率	改定償却率	保証率	償却保証額
5,000,000円	平成20年7月1日 (2008年)	15年	0.067			

	西暦	計算方法	減価償却費	未償却残高	解説
1年目	2008年	500万×0.067×6ヶ月／12ヶ月	167,500円	4,832,500円	取得時の償却率 取得時からの 償却率を使用 して毎年同様に 減価償却費を 計算する。
2年目	2009年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	4,497,500円	
3年目	2010年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	4,162,500円	
4年目	2011年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	3,827,500円	
5年目	2012年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	3,492,500円	
6年目	2013年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	3,157,500円	
7年目	2014年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	2,822,500円	
8年目	2015年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	2,487,500円	
9年目	2016年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	2,152,500円	
10年目	2017年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	1,817,500円	
11年目	2018年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	1,482,500円	
12年目	2019年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	1,147,500円	
13年目	2020年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	812,500円	
14年目	2021年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	477,500円	
15年目	2022年	500万×0.067×12ヶ月／12ヶ月	335,000円	142,500円	
16年目	2023年	142,500円 - 1	142,499円	1円	(備忘価額1円)

※減価償却費計算上の端数処理は切上げ記載しています。

<計算のポイント>

- ①取得価額×定額法の償却率×(使用期間／12ヶ月)
- ②最終償却年度に未償却残高として1円残す。

【減価償却資産の償却率表(平成19年4月1日以後取得)】

耐用年数	定額法 償却率	平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
		250%定率法			200%定率法		
		償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294

平成19年3月31日以前に取得した建物等の耐用年数及び旧償却率は国税庁のホームページにてご確認ください。

<ご注意>

減価償却費計算の基礎となる償却率は償却資産の耐用年数や種類及び取得時期によって異なります。また、**中古建物の耐用年数(本紙P18参照)**はご自身で確認をして下さい。

<ご注意>

償却率表及び償却方法の詳細は国税庁ホームページ又は、最寄りの税務署で確認ください。

7. 減価償却費について＜耐用年数経過後・法定耐用年数の後半の償却方法＞

■平成19年4月1日以降に取得した場合【④定率法250%：参考】

平成19年4月1日以降の取得	定率法	未償却残高×定率法償却率（平成24年3月31日まで250%）×使用月数／12ヶ月
	未償却残高×償却率で算出された金額が償却保証額未満になった年以後は改定取得価額×改定償却率の計算に切り替えて減価償却費を計上する。最終償却年度に備忘価額として1円残す。	

償却保証額は取得価額×保証率で求めます。5,000,000円×0.03217＝160,850円

付属設備取得価額	取得日	耐用年数	償却率	改定償却率	保証率	償却保証額
5,000,000円	平成20年7月1日（2008年）	15年	0.167	0.200	0.03217	160,850円

	西暦	計算方法	減価償却費	未償却残高	解説
1年目	2008年	500万×0.167×6ヶ月／12ヶ月	417,500円	4,582,500円	取得時の償却率
2年目	2009年	4,582,500×0.167×12ヶ月／12ヶ月	765,278円	3,817,222円	取得時から同様の償却率で減価償却費を計算する。（但し、改定償却方法に切替るまで）
3年目	2010年	3,817,222×0.167×12ヶ月／12ヶ月	637,477円	3,179,745円	
4年目	2011年	3,179,745×0.167×12ヶ月／12ヶ月	531,018円	2,648,727円	
5年目	2012年	2,648,727×0.167×12ヶ月／12ヶ月	442,338円	2,206,389円	
6年目	2013年	2,206,389×0.167×12ヶ月／12ヶ月	368,467円	1,837,922円	
7年目	2014年	1,837,922×0.167×12ヶ月／12ヶ月	306,933円	1,530,989円	
8年目	2015年	1,530,989×0.167×12ヶ月／12ヶ月	255,676円	1,275,313円	
9年目	2016年	1,275,313×0.167×12ヶ月／12ヶ月	212,978円	1,062,335円	
10年目	2017年	1,062,335×0.167×12ヶ月／12ヶ月	177,410円	884,925円	●P→改定取得価額
11年目	2018年	884,925×0.200×12ヶ月／12ヶ月	176,985円	707,940円	毎年計算される償却額が償却保証額未満になった場合には改定償却方法により計算する。
12年目	2019年	884,925×0.200×12ヶ月／12ヶ月	176,985円	530,955円	
13年目	2020年	884,925×0.200×12ヶ月／12ヶ月	176,985円	353,970円	
14年目	2021年	884,925×0.200×12ヶ月／12ヶ月	176,985円	176,985円	
15年目	2022年	176,985円－1	176,984円	1円	（備忘価額1円）

＜計算のポイント＞

※減価償却費計算上の端数処理は切上げ記載しています。

- ①前年の未償却残高×定率法償却率（250%）×使用月数／12ヶ月
- ②①で計算した減価償却費が償却保証額未満になった場合には、その年度より改定取得価額×改定償却率で計算する。
- ③最終償却年度に未償却残高として1円残す。

●P 11年目の減価償却費

確認①前年同様の償却費を計算 884,925円×0.167×12ヶ月／12ヶ月＝147,783円

確認②償却保証額と比較 147,783円＜160,850円（償却保証額）11年目に償却保証額未満となった。

確認③前年の未償却残高を改定取得価額として減価償却費を計算する。（改定償却）

（計算式）改定取得価額×改定償却率×（使用月数／12ヶ月）→最終年度まで同様に計算します。

884,925円×0.200×12／12＝176,985円（最終償却年度に未償却残高として1円残す。）

【減価償却資産の償却率表（平成19年4月1日以後取得）】

耐用年数	定額法償却率	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
		250%定率法			200%定率法		
		償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294

＜収支内訳書（不動産所得用）裏面摘要記載事項＞

本紙P26②参照

●平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合には「250%定率法」と記入します。

●改定償却年度より「改定償却」と記入します。

＜ご注意＞

償却率表及び償却方法の詳細は国税庁ホームページ又は、最寄りの税務署でご確認ください。

7. 減価償却費について<耐用年数経過後・法定耐用年数の後半の償却方法>

■平成24年4月1日以降に取得した場合【⑤定率法200%:参考】

平成24年4月1日以降の取得	定率法	未償却残高×定率法償却率（平成24年4月1日以降200%）×使用月数／12ヶ月
	未償却残高×償却率で算出された金額が償却保証額未満になった年以後は改定取得価額×改定償却率の計算に切り替えて減価償却費を計上する。最終償却年度に備忘価額として1円残す。	

償却保証額は取得価額×保証率で求めます。4,798,020円×0.04565=219,030円

付属設備取得価額	取得日	耐用年数	償却率	改定償却率	保証率	償却保証額
4,798,020円	平成28年3月1日 (2016年)	15年	0.133	0.143	0.04565	219,030円

	西暦	計算方法	減価償却費	未償却残高	解説
1年目	2016年	4,798,020×0.133×10ヶ月／12ヶ月	531,781円	4,266,239円	取得時の償却率 取得時から同様の償却率で減価償却費を計算する。 (但し、改定償却方法に切替るまで)
2年目	2017年	4,266,239×0.133×12ヶ月／12ヶ月	567,410円	3,698,829円	
3年目	2018年	3,698,829×0.133×12ヶ月／12ヶ月	491,945円	3,206,884円	
4年目	2019年	3,206,884×0.133×12ヶ月／12ヶ月	426,516円	2,780,368円	
5年目	2020年	2,780,368×0.133×12ヶ月／12ヶ月	369,789円	2,410,579円	
6年目	2021年	2,410,579×0.133×12ヶ月／12ヶ月	320,608円	2,089,971円	
7年目	2022年	2,089,971×0.133×12ヶ月／12ヶ月	277,967円	1,812,004円	
8年目	2023年	1,812,004×0.133×12ヶ月／12ヶ月	240,997円	1,571,007円	P →改定取得価額 毎年計算される償却額が償却保証額未満になった場合には改定償却方法により計算する。
9年目	2024年	1,571,007×0.143×12ヶ月／12ヶ月	224,655円	1,346,352円	
10年目	2025年	1,571,007×0.143×12ヶ月／12ヶ月	224,655円	1,121,697円	
11年目	2026年	1,571,007×0.143×12ヶ月／12ヶ月	224,655円	897,042円	
12年目	2027年	1,571,007×0.143×12ヶ月／12ヶ月	224,655円	672,387円	
13年目	2028年	1,571,007×0.143×12ヶ月／12ヶ月	224,655円	447,732円	
14年目	2029年	1,571,007×0.143×12ヶ月／12ヶ月	224,655円	223,077円	
15年目	2030年	223,077円 - 1	223,076円	1円	(備忘価額1円)

※減価償却費計算上の端数処理は切上げ記載しています。

<計算のポイント>

- ①前年の未償却残高×定率法償却率(200%)×使用月数／12ヶ月
- ②①で計算した減価償却費が償却保証額未満になった場合には、その年度より改定取得価額×改定償却率で計算する。
- ③最終償却年度に未償却残高として1円残す。

P 9年目の減価償却費

確認①前年同様の償却費を計算 1,571,007円×0.133×12ヶ月／12ヶ月=208,944円
確認②償却保証額と比較 208,944円<219,030円(償却保証額) 9年目に償却保証額未満となった。
確認③前年の未償却残高を改定取得価額として減価償却費を計算する。(改定償却)
(計算式) 改定取得価額×改定償却率×(使用月数／12ヶ月)→最終年度まで同様に計算します。
1,571,007×0.143×12／12=224,655円(最終償却年度に未償却残高として1円残す。)

【減価償却資産の償却率表(平成19年4月1日以後取得)】

耐用年数	定額法償却率	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
		250%定率法			200%定率法		
		償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294

<収支内訳書(不動産所得用)裏面摘要記載事項>
本紙P26③参照

●改定償却年度より[改定償却]と記入します。

<ご注意>

償却率表及び償却方法の詳細は国税庁ホームページ又は、最寄りの税務署でご確認ください。

☐新築（☐躯体 ☐設備）

□ 中古

物件名

<計算のポイント>令和5年以降の税制改正には対応していませんのでご了承ください。

- ①取得価額×定額法の償却率×(使用期間／12ヶ月)
②最終償却年度に未償却残高として1円残す。

8. 確定申告書の作成

(ご案内時期の都合上様式等に変更が発生する場合がございますことをご了承ください)

①確定申告書 第二表の記入例

(配偶者の給与合計103万円以下・一般の扶養親族が1人・年末調整済みの場合)

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

東京都〇〇区〇〇1-2-3

エフジェー タロウ

給与・賞与 6600 000 4840 000 2245 000 165 400

3800 000

950 000 40 000 15 000

80,000

エフジェー ハナコ
F J 花子

エフジェー イチロウ
F J 一郎

東京都〇〇区〇〇1-2-3

エフジェー タロウ
F J 太郎

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

東京都〇〇区〇〇1-2-3

エフジェー タロウ
F J 太郎

(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

目 給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等 収入金額 源泉徴収税額

東京都新宿区西新宿 株式会社F Jネクスト 6,600,000 165,400

49 源泉徴収税額の合計額 165,400

○ 総合課税の課税所得、一時所得に関する事項 (15)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

○ 配偶者や親族に関する事項 (26~28)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	海外居住	住民税	その他
F J 花子		配偶者	45.11.7				
F J 一郎		子	16.7.18				

○ 事業専従者に関する事項 (29)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額

○ 住民税・事業税に関する事項

非上場株式の少数配当等	非居住者の特別配当額	株式等譲渡所得割額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全額の特例適用	給与、退職金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例徴収対象)	共同基金、日本赤十字会等への寄附	都道府県、市区町村の寄附	市町村の寄附
				特例適用				

○ 住民税・事業税に関する事項 (30)

課税所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	課税所得額	障害者	その他(障害・ひとり親)

○ 住民税・事業税に関する事項 (31)

非課税所得など	所得金額	非課税所得の特例適用	非課税所得の特例適用額	非課税所得の特例適用額	非課税所得の特例適用額
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額					

△379,911

確定申告書には、毎回、配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー(個人番号)も記入。

配偶者や扶養親族がいる場合は記入。扶養親族が16歳未満の場合(所得控除に該当しません)は16に○を記入します。

確定申告書には、毎回、配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー(個人番号)も記入。

確定申告による追加控除がない場合、申告書第一表②の金額と一致。

年末調整を行っていない場合を除き、『源泉徴収票のとおり』と記入。

納税の場合、給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法について、『特別徴収』又は『自分で納付』の別を選択。

收支内訳書⑤の金額を記入。

納税の場合、給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法について、『特別徴収』又は『自分で納付』の別を選択。

A

15
Q
&
A

9. e-Tax概要

※国税庁Webサイト内に掲載されている案内を一部抜粋して紹介しています。詳細は国税庁Webサイトへアクセスしてご確認ください。注意:イメージ図は実際と異なる場合がございますことをご了承ください。

国税庁webサイトe-Tax (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) のご案内



e-Taxご利用の流れ

◆e-Taxでは、税務署に出向くことなく、インターネットを利用して所得税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を行うことができます。税金の納付も税務署の窓口に出向くことなく、ペイジー (Pay-easy) 等を利用して行うことができます。必要な手続き等の詳細については国税庁Webサイトのページに掲載されています。本紙では一部分のみをご紹介します。



⇒こちらをクリックすると初期登録画面が表示されます。「ご利用の流れ」案内手順に従って事前準備を行ってください。

1~5までの各手順の詳細は当該画面の解説をご確認ください。

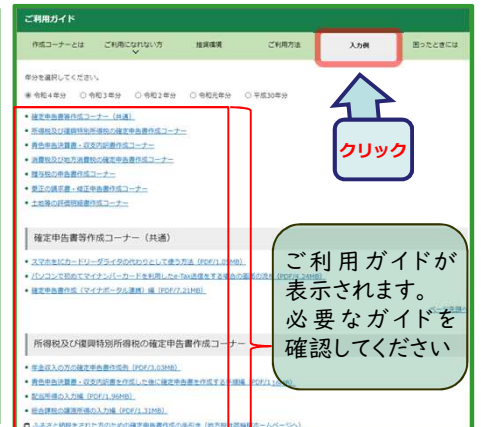
1	2	3	4	5
利用者識別番号の取得	電子証明書の取得	手続を行うソフト・コーナーを選ぶ	申告・申請データを作成・送信する	送信結果を確認する



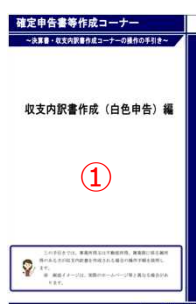
⇒こちらをクリックすると「よくある質問」とその解説が表示されます。

e-Tax操作手引き

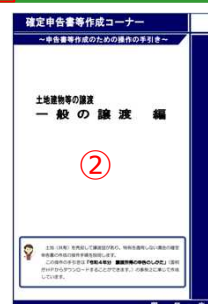
収支内訳書(不動産所得用)の作成は【①収支内訳書作成(白色申告)編】を参考に操作等を行うことができます。不動産の譲渡があった場合には【②土地建物等の譲渡 一般の譲渡 編】を参考にしてください。



①収支内訳書作成(白色申告)編



②土地建物等の譲渡 一般の譲渡 編



9. e-Tax概要

スマホ

e-Tax 収支内訳書入力案内

国税庁確定申告書等作成コーナー(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)



国税庁 確定申告書等作成コーナー

作成コーナートップ

お知らせ

申告書を作成する

作成開始

保存データを利用して作成

ご利用ガイド

税務署への提出方法の選択

マイナンバーカードをお持ちの方

スマートフォンでe-Tax

ICカードリーダー/ライターでe-Tax

ID・パスワード方式でe-Tax

印刷して提出

申告書提出前に行う確認

ご利用のための事前確認を行います

e-Tax利用事前確認画面に記載された内容を確認の上おすすみください。

印刷して提出

の順序で収支内訳書の入力画面へすすんでください。また、本紙では印刷して書面提出する手順でのご紹介となりますことをご了承ください。

作成する申告書等の選択

令和4年分の申告書等の作成

確定申告をする年度を選択してください。

所得税

青色 白色 決算書・収支内訳書(+所得税)

消費税

贈与税

収支内訳書を選択してください。

決算書・収支内訳書作成コーナー

決算書・収支内訳書の作成

次へ進む

国税庁 令和4年分 決算書・収支内訳書作成コーナー

作成する決算書・収支内訳書の選択

収支内訳書

次へ進む

収支内訳書の種類選択

「不動産所得がある方」を選択してください。

収支内訳書(不動産所得用)の入力

収入金額の合計

経費の合計

「収入金額の合計」「経費の合計」をクリックすると金額の入力画面が表示されます。

収支内訳書(不動産所得用)の入力画面

収入金額の合計

経費の合計

収支内訳書(不動産所得用)の画面が表示されたら、当社参考資料を基に収入や経費の入力へ進みます。

- 1 概要
- 2 所得控除
- 3 税制改正
- 4 確認事項
- 5 必要書類
- 6 収支内訳
- 7 減価償却
- 8 申告書作成
- 9 概要
- 10 内訳書
- 11 譲渡所得
- 12 分離課税
- 13 不動産譲渡
- 14 その他
- 15 Q & A

10.e-Tax 収支内訳書(不動産所得用)

※国税庁Webサイト内に掲載されている案内を一部抜粋して紹介しています。詳細は国税庁Webサイトへアクセスしてご確認ください。注意:イメージ図は実際と異なる場合がございますことをご了承ください。

国税庁webサイトe-Tax(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>)のご案内

e-Tax 収支内訳書入力案内

ここでは、収支内訳書(不動産所得)の入力方法について一部ご紹介いたします。詳細は国税庁のWebサイト操作方法を確認してください。令和4年決算書・収支内訳書作成コーナーへアクセスして収支内訳書作成(白色申告編)を参考に収支内訳書選択画面まですみ「不動産所得がある方」を選択します。

① 賃貸料

当社発行参考資料を基に入力してください。



<収支内訳書(不動産所得用)入力画面>

収入金額の合計 993,220円

賃貸料 903,220円

その他の収入(2~3)

2 礼金・権利金・更新料 90,000円

3 名義書換料・その他

4 小計(2+3) 90,000円

5 合計(1+4) 993,220円

経費の合計 1,373,131円

6 給料賃金

7 減価償却費 454,899円

8 賃借主

9 地代家賃

10 借入金利息 387,230円

その他の経費(イ~ホ)

イ 地租公課

ロ 損害保険料

ハ 修繕費

ニ 任意科目

管理費等 178,080円

税金等

11 その他の経費(イ~ホ)までの小計 531,002円

12 経費合計(6~10までの合計+11) 1,373,131円

13 専従者控除後の所得金額 379,911円

不動産所得の収入の入力

1 申告準備 > 2 収支内訳書等の作成 > 3 住所等入力 > 4 印刷 > 5 データ保存等

貸付ごとに下の画面の各欄を入力してください。

貸家・貸地等の別 貸家(居住用)

用途(住宅用、住宅用以外等の別) 住宅用

不動産の所在地 不動産の所在地と同じ

賃借人の住所 不動産の所在地と同じ

賃借人の氏名 新宿 花子

賃貸契約期間 西暦 2022 年 3 月 から 西暦 2024 年 3 月 まで

賃付面積 21.24 m²

賃貸料 月額 100,000 円 年額 903,220 円

礼金等 礼金 90,000 円 権利金 更新料

その他の収入 名義書換料 礼金 敷金

預り金の年末残高 保証金 敷金

この画面の入力内容をクリア

前に戻る 続けてもう1件入力 入力内容の確認

物件名	賃借人情報	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	項目別合計	保証金(期末残高)
グランド・ガーラ 〇〇 202	新宿 花子	家賃			3,220	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	903,220	90,000
	自2022/3/31 至2024/3/30	礼金			90,000										90,000	
		更新料														
		その他														
月額家賃 100,000円																

※送金内容一覧(参考)

入力を終了すると確認画面が表示されます。

貸家賃地等の別	不動産の所在地	賃借人の氏名	契約期間	年額賃貸料	礼金 権利金 更新料	名義書換料 その他	操作
1 貸家(居住用)	不動産の所在地と同じ	新宿 花子	2022年3月 2024年3月	903,220円	90,000円	~円	訂正 削除

当社発行 送金内容一覧表(参考)

送金内容	送金金額	送金回数	送金日	送金先	送金元	送金理由	送金内容	送金金額	送金回数	送金日	送金先	送金元	送金理由
家賃	100,000	1	2022/3/31	〇〇 202	〇〇 202	家賃	家賃	100,000	1	2022/3/31	〇〇 202	〇〇 202	家賃
礼金	90,000	1	2022/3/31	〇〇 202	〇〇 202	礼金	礼金	90,000	1	2022/3/31	〇〇 202	〇〇 202	礼金
更新料						更新料	更新料						更新料
名義書換料						名義書換料	名義書換料						名義書換料
その他						その他	その他						その他

株FJコミュニティで管理委託をされている場合、送金情報が記載されます。「送金内容一覧表(参考)」を確認の上、収入の内訳をご記入ください。

10.e-Tax 収支内訳書(不動産所得用)

国税庁webサイトe-Tax(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>)のご案内

減価償却資産の入力

① 申告準備 ② 収支内訳書等の作成 ③ 住所等入力 ④ 印刷 ⑤ データ保存等

減価償却資産ごとに各欄を入力してください。

減価償却資産の種類等: 建物・車両・機械・備品等(定額法)

減価償却資産の細目: 建物及びその附属設備

減価償却資産の名称: グランド・ガーラ〇〇

面積又は数量: 面積を入力する場合は、単位として「㎡」ではなく、「平米」を入力してください。

取得年月: 西暦 2022 年 3 月

取得価額: 10,200,480 円

前年末未償却残高: 令和3年以前取得の場合のみ入力してください。

耐用年数: 47 年

改定取得価額: 円

本年中の償却期間: 償却済資産を入力する場合には「〇」を選択してください。

事業専用(貸付)割合: 100.00 %

減価: 円

入力欄に応じて、青色申告決算書又は収支内訳書の「概要」欄が以下のとおり表示されます。

この画面の入力内容をクリア

前に戻る 続けてもう1件入力 入力内容の確認

② 減価償却費

減価償却費をクリックしてそれぞれの情報を当社発行参考資料を基に入力してください。また、躯体と付属設備では償却耐用年数が異なりますので、分けて登録するようにしてください。



※躯体と付属設備は別々に登録します。

		1
物件名	グランド・ガーラ〇〇	
号	202	
面積	21.24㎡	
竣工年月	令和4年2月(新)	
取得日	令和4年3月31日	
購入価格	31,300,000	
土地	16,301,500	
建物	14,998,500	
(うち消費税)	(1,363,500)	
比率	68.01%	
価格	10,200,480	
比率	31.99%	
価格	4,798,020	

当社発行 所有物件情報(参考)

当社作成の参考資料「所有物件情報(参考)」建物価格内訳にご所有物件ごとの減価償却費計算に必要な情報を記載しています。減価償却計算方法は、本紙P17~P31でご紹介しています。

入力を終了すると確認画面が表示されます。

名称等	種類等	取得年月	取得価額	償却保証額	本年の減価償却費	外償却残高	操作
1 グランド・ガーラ〇〇	建物及びその附属設備(定額法)	2022年3月	10,200,400円	~円	187,008円	10,013,392円	訂正 削除
2 グランド・ガーラ〇〇	建物及びその附属設備(定額法)	2022年3月	4,798,020円	~円	267,890円	4,530,130円	訂正 削除

③ 借入金金利

金融機関への支払い

金融機関への借入金金利のうち必要経費入額合計: 387,230 円

土地等取得のために要した負債の利率の入力

必要経費に算入した金額のうち、土地等取得のために要した負債の利率の額: 180,256 円

金融機関分の借入金金利は、本紙P13を参照して全体の借入金金利額を上段へ入力しその内土地等取得のために要した負債利率額を下段に入力します。

④ 管理費等

管理費等と入力して直接金額を入れてください。

⑤ 雑費

当社参考資料経費明細に記載されているもの及び直接支出したものがあれば合算した金額を入力してください。

令和4年 経費明細一覧表(参考)

科目	金額
① 借入金金利	387,230
② 雑費	50,470
③ 管理費	50,000
④ 雑費	180,256
⑤ 雑費	125,000

当社発行 経費明細一覧表(参考)

ご案内の「経費明細一覧表(参考)」以外にも、不動産の費用として認められるものが有る場合は、管理費等又は雑費欄に追加ご記入ください。※本紙P14<図1>を参照

不動産所得がある方

収入金額 合計: 993,220 円

専従者控除前の所得金額: △379,911 円

収支内訳書(不動産所得用)

項目	金額
収入	993,220
経費	379,911
所得	613,309

収支内訳書(不動産所得用)

不動産収支内訳書の入力ができたら、印刷方法やデータの保存方法を確認して登録作業を進めてください。

11. 譲渡所得の内訳書

本紙での不動産譲渡所得(自宅以外)に関するご案内は、当社を通じてマンションを譲渡(売却)された方への補足案内となっております。作成の際は『譲渡所得の申告のしかた』令和4年分をご参照ください。

1. 申告書作成の流れ

本紙P4 ②不動産の賃貸収入と譲渡(自宅以外)があった方<参考>でご案内している必要書類を準備して『⑥譲渡所得の申告のしかた』を確認してから → の順に書類の作成を行います。

⑥譲渡所得の申告のしかた

⑦譲渡所得の内訳書

⑤申告書(分離課税用)第三表

③確定申告書

2. 譲渡所得の内訳書2面の作成例

※下記は当社で平成28年7月11日にマンションを取得し、令和4年5月30日に当社へ売却された方の例を記載しております。(土地、ご自宅等の譲渡の場合、記載内容が変わりますのでご注意ください。)

譲渡所得の内訳書 2面

使用するもの

売却時売買契約書

不動産売却時
精算書

売却時
売買契約書

売却時売買契約書より転記。

⑦所在地 ⑧建物〇〇㎡ ⑨買主
⑩売買契約日
その他⑪も記入してください。

売却時精算書の決済日を転記。

⑫引き渡した日

不動産売却時に発行される精算書より合計金額を転記。

⑬譲渡価額
[売買代金残金][固定資産税等精算金][手付預り金]の合計金額
例) 下記資料より
15,820,000+56,000+500,000=16,376,000

精 算 書			
ガーラマンション 101号室			
お支払い分		お受取り分	
金額(円)		金額(円)	
資料等精算金 ^{※1}	2,700	売買代金残金	15,820,000
登記費用(表示変更、抵当権抹消)	14,600	管理費精算金 ^{※2}	1,630
収入印紙代(売買契約書貼付)	10,000	修繕積立金精算金 ^{※3}	348
住宅ローン返済金	12,345,678	固定資産税等精算金 ^{※4}	56,000
		手付預り金	500,000
お支払い分合計…①	12,372,978	お受取り分合計…②	16,377,978
差引き精算額(①-②)		¥4,005,000	

3. 譲渡所得の内訳書(3面)の作成例

譲渡所得の内訳書(3面)では実際に譲渡所得金額の計算をします。作成には前年度の収支内訳書控えと当社参考資料が必要となりますのでご準備の上記入をしてください。

※本紙は、当社より物件を購入し当社へ物件を売却された方の例を記載しております。

譲渡所得の内訳書(3面)

3 面

2 譲渡(売却)された土地・建物の購入(建築)代金などについて記載してください。

(1) 譲渡(売却)された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入(建築)されましたか。

購入 価額の内訳	購入 (建築) 先・支払先 住所(所在地) 氏名(名称)	購入年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
土地	東京都新宿区西新宿6-5-1 ㈱FJネクスト	H28・7・11	3,751,000 円
		・	円
		・	円
		小 計 (イ)	3,751,000 円
建物	東京都新宿区西新宿6-5-1 ㈱FJネクスト	H28・7・11	14,049,000 円
		・	円
		・	円
		小 計 (ロ)	14,049,000 円

建物の構造 ☐木造 ☐木骨モルタル ☒鉄骨鉄筋 ☐金属造 ☐その他

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ) 償却率 経過年数 償却費相当額(ハ)

標準 円 × 0.9 × × = 3,180,925 円

※ 「譲渡所得の申告のしかた」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」にしてください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

(3) 取得費を計算します。

② (イ) + (ロ) - (ハ) 円

取得費 14,619,075

※ 「譲渡所得の申告のしかた」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」にしてください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支払先 住所(所在地) 氏名(名称)	支払年月日	支払金額
仲介手数料		・	円
収入印紙代	東京都新宿区西新宿6-5-1 ㈱FJネクスト	R4・5・30	10,000 円
		・	円
		・	円
		③ 譲渡費用	10,000 円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 文	A 収入金額 (1)	B 必要経費 (2)+(3)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・損・費 の	16,376,000 円	14,629,075 円	1,746,925 円	0 円	1,746,925 円
長期	所・損・費 の	円	円	円	円	円
短期	所・損・費 の	円	円	円	円	円
長期	所・損・費 の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面の「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。

譲渡期間の区分(短期:5年以下 又は 長期:5年超) 確認方法

<確認する上でのご注意>

①取得日は、資産(土地・建物)の引渡しの日が原則とされています。

②譲渡期間の区分は①取得日から不動産を譲渡した年の1月1日を基準に判断します。

5年以下であれば『短期』5年超であれば『長期』

例) 取得日が平成28年7月11日の不動産を令和4年5月30日に売却した時の短期・長期の判定は右図を参考に、平成28年12月31日以前に取得しているため『長期』となります。



当社作成の参考資料「所有物件情報(参考)」を参考に土地・建物の購入価額の内訳を記入。

令和4年 所有物件情報(参考)

物件名	1
号 室	ガーラマンション 101
面 積	24.43㎡
竣 工 年 月	
取 得 日	平成28年7月11日
購 入 価 格	17,800,000
購 入 土 地 価 格 内 訳	3,751,000
建 物 価 格 内 訳	14,049,000
(うち消費税)	(1,040,666)

令和4年分収支内訳書(不動産所得用)の裏面「減価償却費の計算」ページをもとに、①取得価格と②未償却残高の差額を記入。

例)

建物①8,970,286-②7,802,649= 1,167,637

付属設備⑤5,078,714-⑥3,065,426= 2,013,288

1,167,637 + 2,013,288 = 3,180,925

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価格 (償却保証額)	② 未償却残高 (期末残高)
建物(ガーラマンション)		H28.07	8,970,286 円	7,802,649 円
建物付属設備 (ガーラマンション)		H28.07	5,078,714 円	3,065,426 円

直接当社と売買した場合、費用は原則収入印紙代のみです。

<!!ご注意!!>
住宅ローン一括返済時の繰上手数料は、譲渡費用になりません。
不動産所得の確定申告の際、必要経費として計上します。

計算の結果、
譲渡損(収入金額<必要経費)が発生した場合申告書 第三表
66 に「0」と記載。

⑤申告書(分離課税用)第三表

⑦譲渡所得の内訳書3面

譲渡所得の内訳書 3面 の内容を申告書 第三表に転記します。

[illegible]

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

③ 譲渡費用 10,000 円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・指・農 の	円	円	円	円	円
長期	所・指・農 の	16,376,000	14,629,075	1,746,925	0	1,746,925
短期	所・指・農 の	円	円	円	円	円
長期	所・指・農 の	円	円	円	円	円
短期	所・指・農 の	円	円	円	円	円
長期	所・指・農 の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内税(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面の「6」で計算し、内容「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

整理欄

令和 5 年分のふるさと納税の申告書

氏名 〒

住所 市町村

電話番号 Eメール

申告書 (9年度用紙)

氏名 〒

住所 市町村

電話番号 Eメール

品名	数量	単価	金額
米	100	100	10000
小麦粉	50	200	10000
食油	30	300	9000
調味料	20	200	4000
野菜	10	100	1000
果物	5	200	1000
肉類	3	300	900
魚類	2	200	400
卵	1	100	100
その他	1	100	100
合計			27400

品名	数量	単価	金額
米	100	100	10000
小麦粉	50	200	10000
食油	30	300	9000
調味料	20	200	4000
野菜	10	100	1000
果物	5	200	1000
肉類	3	300	900
魚類	2	200	400
卵	1	100	100
その他	1	100	100
合計			27400

轉記

氏名					
収入金額	分離課税	初期課税	一般分 ㉔		
			軽減分 ㉕		
		長期課税	一般分 ㉖	16376000	
			特定分 ㉗		
			軽減分 ㉘		
			一般株式等の課税	㉙	
			上場株式等の課税	㉚	
			上場株式等の配当等	㉛	
			先物取引	㉜	
			山林	㉝	
所得金額	分離課税	初期課税	一般分 ㉞		
			軽減分 ㉟		
		長期課税	一般分 ㊱	1746925	
			特定分 ㊲		
			軽減分 ㊳		
			一般株式等の課税	㊴	
			上場株式等の課税	㊵	
			上場株式等の配当等	㊶	
			先物取引	㊷	
			山林	㊸	
税金の計算	総合課税	総合課税の合計額 (申告書第一表の12)	㊹	4640615	
		所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の23)	㊺	2245000	
		㊻ 対応分	㊻	2395000	
		㊼ 対応分	㊼		000
		㊽ 対応分	㊽	1746000	
		㊾ 対応分	㊾		000
		㊿ 対応分	㊿		000
		㊿ 対応分	㊿		000
		㊿ 対応分	㊿		000
		㊿ 対応分	㊿		000

[illegible]

③確定申告書

申告書(第一表)③へ転記。

③

申告書(第一表)③①へ転記。

⑥⑥～⑦⑥ 欄までの金額をそれぞれに対応する。
⑦⑦～⑧④ 欄に1,000円未満切捨てで記入。

⑦⑦ 課税される所得金額に対する税額を計算して⑧⑤へ記入。
 $2,395,000\text{円} \times 10\% = 239,500\text{円}$
 $= 142,000\text{円} \Rightarrow \text{⑧⑤へ記入。}$

⑦⑤ の金額	課税される所得金額に対する税額
0円	0円
1,000円 ～ 1,950,000円以下	⑦⑤ × 5% - 0円
1,950,000円超 ～ 3,300,000円以下	⑦⑤ × 10% - 97,500円
3,300,000円超 ～ 6,950,000円以下	⑦⑤ × 20% - 427,500円
6,950,000円超 ～ 9,000,000円以下	⑦⑤ × 23% - 836,000円
9,000,000円超 ～ 18,000,000円以下	⑦⑤ × 33% - 1,536,000円
18,000,000円超 ～ 40,000,000円以下	⑦⑤ × 40% - 2,796,000円
40,000,000円超	⑦⑤ × 45% - 4,796,000円

下記●＜土地・建物を売却した時の税額の計算方法早見表＞を参考に税額を計算。

⑦⑨ 課税される所得金額に対する税額を計算して⑧⑦へ記入。
 $1,746,000 \text{円} \times 15\% = 261,900 \text{円} \Rightarrow \textcircled{87} \text{へ記入}$

[illegible]

③① ●＜土地・建物を売却した時の税額の計算方法早見表＞※一般分のみ

譲渡所得の区分				計算方法
所得金額	分離課税	短期	平成29年1月1日以後に取得した土地や建物などの一般の譲渡	譲渡所得金額 × 所得税30% (他に住民税9%)
		長期	平成28年12月31日以前に取得した土地や建物などの一般の譲渡	譲渡所得金額 × 所得税15% (他に住民税5%)

＜土地等を譲渡した際の所得控除について＞

平成21年に取得した国内にある土地又は土地の上に存する権利（以下土地等）を平成27年以降に譲渡した場合又は平成22年中に取得した土地等を平成28年以降に譲渡した場合には、その土地等に係る譲渡所得の金額から1,000万円を控除することができます。譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合にはその譲渡所得の金額が控除額になります。詳しくは、国税庁ホームページ又は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

13.e-Tax概要(不動産譲渡)

※国税庁Webサイトに掲載されている案内を一部抜粋して紹介しています。詳細は国税庁Webサイトへアクセスしてご確認ください。
注意:イメージ図は実際と異なる場合がございますことをご了承ください。

国税庁webサイトe-Tax(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>)のご案内

◆不動産譲渡(自宅以外)があった場合のe-Taxによる申告書(分離課税用)の入力操作について一部分を抜粋してご紹介いたします。本紙では印刷して書面提出する手順でのご紹介となりますことをご了承ください。e-Taxで提出する場合の操作方法については事前準備を含め国税庁Webサイトで詳細をご確認ください。(本紙P35参照)

e-Tax 申告書(分離課税用)入力案内

国税庁確定申告書等作成コーナーより申告書の入力画面へすすんでください。
本紙では、印刷して書面提出する手順でのご紹介となりますことをご了承ください。

ご自身の該当内容で
選択してください。

本紙P43へ

14.e-Tax概要(不動産・給与・データ保存)

※国税庁Webサイトに掲載されている案内を一部抜粋して紹介しています。詳細は国税庁Webサイトへアクセスしてご確認ください。
注意:イメージ図は実際と異なる場合がございますことをご了承ください。

国税庁webサイトe-Tax(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>)のご案内

e-Tax 不動産所得・給与所得入力案内 ◆e-Taxの入力手順に従って収入金額欄の不動産や給与の登録をしてください。本紙ではP33~P34の情報を基に参考として入力しご案内しています。

<イメージ図>表示手順は本紙P42参照

所得の種類		入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (2)から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得(営業・農業)	入力する			
不動産所得	訂正・内容確認			(不)△199,385
利子所得	入力する			
配当所得	入力する			
給与所得	訂正・内容確認			4,840,000
雑所得	公約年金等 業務 その他	入力する		
総合課税所得	入力する			
一時所得	入力する			
合計				4,640,615

<不動産所得の入力画面>

不動産所得の入力

収入金額 993,220 円

所得金額 -379,911 円

種別の種類を選択してください。 [5] 上記以外(記帳の仕方が分からない等)

不動産所得の金額が赤字の方(赤字の場合の入力は不要です。)

土地等を取得するために要した負債の利子の額 180,526 円

入力する

<給与所得の入力画面>

源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された源泉徴収票の入力

データで交付された源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された「xmlデータ」(拡張子が.xmlのもの)をお持ちですか。

はい いいえ

書面で交付された年末調整済みの源泉徴収票の入力

年末調整済みと年末調整済みでない源泉徴収票の見分ける

書面で交付された年末調整済みの源泉徴収票について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。

入力内容の一覧

支払者の住所(居所)・所在地	支払金額	源泉徴収税額	入力	操作
支払者の氏名・名称			入力する	

給与所得の入力

令和4年分の源泉徴収票に記載されているとおり、入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

①支払金額 6,600,000 円

②源泉徴収税額 165,400 円

③「(源泉)控除対象配偶者の有無等」、「配偶者(特別)控除の額」のいずれかの記載 0の場合は「なし」を選択してください。

あり なし

◆e-Taxの給与所得入力画面では扶養控除や保険料控除などさまざまな情報を入力する画面が表示されますのでご自身の源泉徴収票等を確認しながら入力してください。

必要事項を入力後の全体的なイメージ図

税額控除・その他の項目の入力

税額控除

税額控除の種類

入力・訂正
内容確認

入力
有無

入力内容から計算した控除額
(2)から表示金額の説明を確認できます。)

配当控除

投資税額等控除

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

政党等寄附金等特別控除

税額控除・その他の項目に該当する内容があれば登録を行ってください。

◆e-Taxの給与所得関係の入力が終了すると、入力した項目が表示されますので正しく登録されているか確認をします。

続き

14. e-Tax概要(不動産・給与・データ保存)

※国税庁Webサイト内に掲載されている案内を一部抜粋して紹介しています。詳細は国税庁Webサイトへアクセスしてご確認ください。注意:イメージ図は実際と異なる場合がございますことをご了承ください。

国税庁webサイトe-Tax(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>)のご案内

<イメージ図>本紙P44より所得金額→所得控除→税額控除・その他の該当箇所の入力を行うとで納付する金額が表示されます。

計算結果確認

納付する金額は、 **246,900円** です。

※ 延納の提出をされる方は「延納提出額」欄の「延納額の入力」ボタンから入力を行ってください。
個人住民税につきましては、確定申告書に基づき市区町村で別途計算されます。

※ これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。ご確認ください。
※ 延納の提出をされる方は、既に源泉徴収されている場合であっても入力する必要があります。
※ 未入力の場合は、「収入金額・所得金額を確認する」ボタンをクリックして入力してください。
※ 次に進むには、画面下の「次へ」ボタンをクリックしてください。

収入金額等		税金の計算(税額控除等)	
事業	区分	課税される所得金額 (12)-(29)又は第三表	(30)
事業	区分	上の(30)に対する税額 又は第三表(93)	(31) 403,900
不動産	区分1 5	配当控除	(32)
配当	区分	投資税額等控除	(33)
給与	区分	(特定増減等) 住宅借入金等 特別控除	(34)
雑	区分	児童手当等特別控除	(35)~ (37)
雑	区分	住宅借入金等特別控除	(38)~ (40)
雑	区分	差引所得税額 (31)-(32)-(33)-(34)-(35) -(36)-(37)-(38)-(39)-(40)	(41) 403,900
雑	区分	災害減免額	(42)
雑	区分	再算引所得税額 (基準所得税額) (41)-(42)	(43) 403,900
雑	区分	徴収特別所得税額 (43)×2.1%	(44) 8,481
雑	区分	所得税及び徴収特別所得税の額 (43)+(44)	(45) 412,381
雑	区分	外国税額控除等	(46)~ (47)
雑	区分	源泉徴収税額	(48) 165,400
雑	区分	中小納税額 (45)-(46)-(47)-(48)	(49) 246,900
雑	区分	予定納税額 (第1部分・第2部分)	(50)
雑	区分	第3部分の税額 (49)-(50)	(51) 246,900
雑	区分	納める税金	(52) 246,900
雑	区分	還付される税金	(52)
雑	区分	その他	
雑	区分	公的年金等以外の所得金額	(55) 6,387,540
雑	区分	配偶者の合計所得金額	(56)
雑	区分	専従者控除額の合計額	(57)
雑	区分	青色申告特別控除額	(58)
雑	区分	雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	(59)
雑	区分	未納付の源泉徴収税額	(60)
雑	区分	本年分で差し引く繰越損失額	(61)
雑	区分	平均課税対象金額	(62)
雑	区分	変動・臨時所得金額	(63)
雑	区分	税額控除・その他の項目を修正する	
雑	区分	延納の届出	
雑	区分	申告期限までに納付する金額	(64)
雑	区分	延納提出額 延納額の入力	(65)

収入金額・所得金額を修正する

所得から差し引かれる金額(所得控除)

所得の種類	収入金額	所得金額	翌年以降に繰り越される損失の金額
社会保険料控除	(13)	950,000	
小規模企業共済等掛金控除	(14)		
生命保険料控除	(15)	40,000	
地震保険料控除	(16)	15,000	
育種、ひとり親控除	区分 (17)~ (18)		
勤労学生、障害者控除	区分 (19)~ (20)		
配偶者(特別)控除	区分1 区分2 (21)~ (22)	380,000	
扶養控除	区分 (23)	380,000	
基礎控除	(24)	480,000	
(13)から(24)までの計	(25)	2,245,000	
雑損控除	(26)		
医療費控除	区分 (27)		
寄附金控除	(28)		
合計	(29)	2,245,000	

所得控除を修正する

登録した情報を再度確認して住民税等入力画面に進んでください。

住民税等入力

以下の項目について入力が必要な方は、「住民税・事業税に関する事項」をクリックし、入力してください。

住民税・事業税に関する事項

記載された内容に該当項目がある場合は、登録を行ってください。

- 給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方の住民税の徴収方法の選択
- 16歳未満の扶養親族がいる方の入力項目
- 遺贈所得のある配偶者・親族がいる方の入力項目
- 別居の配偶者・親族・事業専従者がいる方の入力項目
- 配当所得がある方の入力項目
- 株式等譲渡所得割控除税額がある方の入力項目
- 事業所得や不動産所得がある方の入力項目

[詳しくはこちら](#)

◆不動産や給与の登録が完了しe-Taxの入力画面に従って登録を進めると自動的に『(51)納める税金・(52)還付される税金』が計算されます。納付方法についての案内も表示されますので申告書の提出手続きと合わせて確認の上、確定申告手続きを行ってください。

あなたの税額は **246,900円** です。

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。

申告書の提出後に、税金書から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

マイナンバーの入力

確定申告にはマイナンバーの登録も必要となります。

氏名	性別	生年月日	マイナンバー(半角数字12桁)	入力欄を表示する
1 本人	本人	昭和42年12月18日		☐
2 F 子	配偶者	昭和45年11月7日		☐
3 F 子	子	平成16年7月18日		☐

作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

入力データを一時保存する

クリック

◆各情報の登録途中でも入力データを保存することができます。→データ保存マークをクリックすることで簡単に保存できます。

↓ 入力中のデータをダウンロードする

クリック

(注) 保存したデータは確定申告書作成コーナーのトップ画面「保存データを利用して作成」から読み込んで作成することができます。
※ データをダウンロードする際は、必ず「ダウンロード」ボタンをクリックしてください。
※ データをダウンロードする際は、必ず「ダウンロード」ボタンをクリックしてください。
※ データをダウンロードする際は、必ず「ダウンロード」ボタンをクリックしてください。

このページで入力したデータを保存する(「保存」)として実行します。
※ 保存したデータは、確定申告書作成コーナーのトップ画面から申告書の作成を再開する場合、翌年以降、申告書の作成に再利用することができます。
※ 保存したデータは、確定申告書作成コーナーのトップ画面から申告書の作成を再開する場合、翌年以降、申告書の作成に再利用することができます。

データの保存方法

※ 1. 上記「入力中のデータをダウンロードする」をクリックします。
※ 2. ダウンロードフォルダに保存されたデータ(「.data」)を「ダウンロードフォルダを開く」または「フォルダを開く」をクリックして保存場所を確認してください。

作成を再開する方法

※ 1. 確定申告書作成コーナーのトップ画面を開きます。
※ 2. 画面中央の「保存データを利用して作成」をクリックします。
※ 3. 「保存データを利用して作成」をクリックすると、保存したデータが読み込まれます。
※ 4. 画面下部の「ファイルの選択」をクリックして、保存したデータを選択します。
※ 5. 保存したデータが読み込まれることを確認して、画面下部の「保存データを読み込む」をクリックします。
※ 6. 画面下部の「保存データを読み込む」をクリックすると、保存したデータが読み込まれます。

◆データの保存先を指定して完了です。
第三者が利用することのないようデータの保管にはご注意ください。

データ呼出 ◆保存データを利用して作成を選択し以下の手順で簡単にデータを呼出すことができます。

申告書等を作成する

作成中にご利用ガイドをご覧ください。

NEW 作成開始 **保存データを利用して作成**

途中で保存したデータを利用して作成再開

作成再開

作成コーナーで保存したデータを読み込み、作成を再開します

読み込み可能なデータは平成28年分(令和2年)分のデータです。
(注) スマートフォン・タブレット端末で作成したデータは読み込みません。

保存ファイル名 **保存したデータを参照**

[参照...](#)

Q1. 申告書の提出方法はどのような方法がありますか？

A. 次の3つの方法があります。①郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署に送付する。②住所地等の所轄税務署の受付に提出する。③e-Taxで申告する。(本紙P35～P38・P42～P45参照)

Q2. 確定申告書を作成するソフトはありますか？

A. 国税庁の「確定申告書作成コーナー」のご利用をお勧めします。作業中のデータ保存、提出済みデータ保存が可能で次年度にも活用できます。e-Taxによる電子申告も対応しており便利です。(本紙P35～P38参照)

Q3. 不動産所得が少ししかありませんが、申告は必要ですか？

A. 給与所得(年末調整済み)以外の所得(不動産所得等)が20万円以下の場合に所得税の確定申告が不要になる場合があります。ただし、住民税の確定申告は必要です。(本紙P11参照)

Q4. 医療費控除に使う領収書は提出しなくてもいいですか？

A. 平成29年分の確定申告より「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり医療費の領収書の提出は不要となりました。

＊領収書は、確定申告期限等より5年間保管してください。

Q5. ふるさと納税をしたのですが、ワンストップ特例制度は使えますか？

A. 不動産所得があり、確定申告書を提出する必要がある場合は、ワンストップ特例制度は利用できません。既にワンストップ特例制度を使われた方も所得税の確定申告により、再計算を行うことになります。

Q6. ローン返済予定表をなくしてしまったのですが、どうしたらよいですか？

A. ローンを利用して物件を購入した場合、1月分～12月分の利子金額が経費として認められています。ローン会社へ返済予定表の再発行を依頼するなど、金額を確認してください。

Q7. 「収支内訳参考資料」に記載されている土地分利子割合とは何ですか？

A. 物件購入時に融資を受けた金額のうち土地等を取得する為に要した額の割合数値で不変の値です。不動産所得が赤字になった場合は借入金利子のうちこの数値を乗じた金額を赤字の額から差し引いた額が不動産所得となります。(本紙P13参照)

Q8. 不動産取得税の納付書が郵送されて来たのですが、納付期限が令和5年1月になっています。令和4年分の経費にしてもよいですか？

A. 不動産取得税を令和4年中に納付したのであれば、令和4年分の経費として処理します。しかし、納付期限が令和5年になっていて令和5年中に納付した場合は、令和5年分の経費として処理します。

※賃貸されていないご自宅や別荘の固定資産税・都市計画税や不動産取得税は経費にはなりません。

Q9. 減価償却費の計算を行うとき注意することはありますか？

A. 平成10年以降、減価償却に関して様々な改定が行われました。物件の購入年月によって償却方法が異なります。耐用年数を経過した後の計算方法も注意が必要です。(本紙P17～P18参照)

Q10. 住民税の申告は必要ですか？

A. 所得税の確定申告書を税務署へ提出された方は税務署から市区町村に申告書が回送され、住民税が確定されますので申告は不要です。所得税の申告は不要と判断し、確定申告書の提出をしなかった方は住民税の申告が必要です。(本紙P11参照)

Life with a dream



F Jネクスト